

398
31

皇朝經世文編

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 90 1 2 3 4 5

始



398-31



理學博士 中野治房先生校閱
纂村誌 委員編
菅井敬之助編輯

湖北村誌

湖北役場發行

本行所寄贈本

大正
10.9.26
寄贈

湖北



氏助之敬井菅者著



氏房治野中 士博學理

湖北村誌序

既往に徴し現在に鑑み、以て將來發展の資に供すへきもの素より一にして足らすこ雖も、要するに人心の作興振起を促かすより急なるはなし、人心の作興振起は各個各自か其の町村を了解するより捷徑なるには如かす、千里の道も一步より始む、抑も町村の了解は、延て國家を知悉する所以にして、國家の隆替興廢は一に繋りて之に源由すこ謂ふも、亦敢て過言に非ざるなり、菅井氏の見る處、亦實に此に存するか、其の著湖北村誌稿成る、不日將に梓に上せんとす、來りて序を余に請ふ、受けて之を閱するに叙事明快繁に失せず簡に過ぎず、其の村を了解

し、人心の作興振起を促かすの點に於て、裨益する所極めて大なるへしと信す書して序に代ふ。

大正八年八月

千葉縣東葛飾郡長 並木重太郎

序

地を誌すは難し、史を編むは更に難し、近來縣郡市町村誌の刊行頗る多しと雖も、其の体裁を得たるもの極めて少なきは蓋故なしとせず。

爾に 今上御即位の大典を擧げらるゝや、我東葛飾郡は記念事業として郡誌編纂の大業を企畫し、同時に管下各町村一齊に其の誌を編む事とせり、而して其の成るもの、内、特に見るべきものを實に湖北村誌となす、今之を閲讀するに、上は建置以降の史實より、下は最近の町村勢に至るまで秩序整然として一絲乱れず、讀むものをして思はず快哉を叫はしむ、予乏を郡誌編纂委員に受け、

屢村當事者と會談す、就中其の專任委員菅井氏に至りては、談論風發其の所論頗る公正にして、郡誌の資料として大に得る所あり、湖北村誌の近時郷土誌中出色のものたる蓋故ありと云ふへし、今や上梓に當り序を余に求む即欣喜の餘蕪辭を記して卷首に題す。

大正八年八月

東葛飾郡誌編纂委員

東 峰 廣 瀨 涉

湖北村誌序

吾友柴園菅井君、鶯湖刀水の間に生れ、人と爲り英邁倜儻、經世の才あり、而して時に或は吟風嘯月、咳唾亦た珠を成す、蓋し英雄にして詩人を兼ねるものか、余是に於て大澤英雄を生し、湖畔詩人を産するの語の徒爾ならざるを信ずるなり、君不幸にして早く嚴父に別れ、慈母堂に在るの故を以て、有爲の志を抱て、刀圭界に隠れ、儻々として陋巷に屈居すること茲に年あり、此頃適其編纂する所の湖北村誌を示さる、余繙讀一過するに、湖北村即ち元中相馬郡の地勢水土、人情風俗、其他諸般の事績を網羅し、考證古今に涉りて詳細明確を極む、若し夫

六
れ文辭偉麗、風神瓊々、讀者をして覺えず卷を掩て三歎せしむるものあるに至りては、豈是れ尋常一様の町村誌ならんや、余是に於て深感あり、夫れ天は已に君に與ふるに人に過ぐるの資質を以てし、而も長く轆轤不遇ならしめしは、君をして斯の如き好書を著はし、其名を千秋不朽に傳はらしめんが爲めにあらざるか、書して以て君に問ひ、併て序と爲す

大正八年九月

辱交 岩井辰之助

卷首に書す

湖北村誌稿成る、即ち大正八年五月根本村長は、余及び小池阿曾の両氏に出版委員の任務を囑托せられたり。蓋本郡に於て町村誌編纂の事あるや既に五年、各町村何れも其の資料に乏しきを云爲し、未だ嘗て出版刊行の沙汰あるを聞かず。本村も亦文献の徴すべきもの甚だ少なく考証意の如くならざるは、幾んど各町村と選ぶ所なし、加之湖北村誌と稱するも事實は元中相馬郡誌なれば、其の沿革興廢の跡を記述するに於て容易ならざるものあり素より他の町村誌の比に非ざるなり。然るに率先本誌の完成を告ぐる所以のもの、主として編纂者其の人を得た

るの結果に非ざるはなし。

抑も編纂者柴園菅井君は余か同郷の學友なり、嘗て文學博士中村敬字翁の同人社に遊び、英漢の二學を修むる事數年、造詣最も深し。彼の校閲者中野治房博士も亦本村出身の碩學にして、方今學海の權威なり。

顧みれば社會の變遷と共に亡び行く、吾中相馬の史蹟を不朽に傳ふる事を得るは、實に両君努力の賜ものに依れり。是則柴園君が所謂湖北村誌、必ず湖北の人に因つて成さざる可らずと云ふ所論を實現せるものなれば、又以て本村の誇りとするに足れり。

今將に上梓せんとするに際し、本誌には最も因縁深き村

長根本氏退職し。不肖其の後任に推選せられ幸ひに附托の責任を果すに至れるば、余の愉快とする所なれども、亦自ら顧みて多少の感慨なき能はざるなり、則所懷を叙して卷首に題す。

大正八年八月

湖北村長 番場貞藏

編輯につきて

一 余大正六年九月十三日、前村長星野太郎作氏より村誌の編纂を托されたり、余想ふに村誌は永久に遺すべきものにして、後世の爲め依憑する所を定むるものなり、余の如き不省を以て其の任を完うする事の甚た難きを恐れ、理學博士中野治房先生に請ふて、其の援助を辱うし、大正八年一月を以て、漸く脱稿するここを得たるも、固より以て大に備はれりと言ふべからず、故に本誌は先づ稿本として是を發刊し、更に後年識者の補正を仰ぐ所なり。

一 湖北は由來古記録に乏し、舊家は概ね退轉し、僅に存せる古書類も多くは散佚して世に傳はらず、故に斷翰零墨と雖も是を尊重して材料とし、尙且つ成田圖書館、上野圖書館等に至りて、本村に關する古文書を渉獵採録して參考に供せり、特に富勢村根戸川村

敏郎氏の古文書を借覧し有益なる資料を得たるを謝す。

二

一本誌巻首に挿入せる川村家所藏、中相馬一帯の地圖は、年代干支の記入なきを以て正確なる時代を知るに能はざるも、山林村落等の配置に依つて之を考ふるに、徳川氏元祿時代の製圖なるか如し、今日斯る地圖を作製することは全く不可能の事柄に屬す、之れ特に本圖を掲げて好古の資料に供する所以なり。

一中峠區一里塚の親子榎は、歴史的遺跡として、本村誌には必要の資料なりとす、然るに親子榎は十數年前、既に枯死して之を撮影するに由なし。止むを得ず、小川芋錢畫伯に囑して、一里塚の現狀を、昔時塚上に蟠踞せる親子榎の面影を寫して、其遺韻を存せり（寫眞参照）

一 歴代村長の傳は村治上の聯絡統一を示すに於て、其順序を正ふす

ることは勿論なれども、他の諸氏に至りては必ずしも氏名の前後に拘泥せず、唯其の資料を得るに隨ひ、順次記述せる原稿を其の儘編輯して鉛槧に附せり、之れ諸氏の經歷功勞に就て、幾んど相軒輕する所なきを信すればなり、敢て諸氏の諒恕を乞ふ。

一 町村誌編纂には豫め其の筋より指示せられたる一定の方針あれども、本村の如き歴史的沿革に乏しき土地に於て、其典型にのみ拘泥すること能はざるは事情止むを得ざるものあり、故に本誌は單に土地の實狀を記述し時として批評的見地より執筆せる處無きに非らず公刊の村誌としては聊か穩當を缺くの慊あらんも幾分讀者の參考に供するに足らんか、僭越の謗りは編者の甘受する所なり。

一本誌の編纂費を豫算に計上せるは大正五年度なり、時の村長根本綱治氏は未だ編纂委員を囑托するに至らず六年三月退職し。田口

三

彰氏其の後を襲ひしも、在職僅四ヶ月にして辞任せり、尋て星野太郎作氏村長となるに及び、九月十三日始めて本誌の編纂を余に依嘱せるは前述の如し、而して其の編纂は大正八年一月完結せるも偶星野氏其職を去り、前村長根本氏の再任を見るに至る、根本村長は即小池阿曾番場の三氏を擧げて出版委員となし、將に其方針を定めんとするに當り突如辞表を呈出し、八月十九日番場貞藏氏村長に就職せり、如斯變選極りなき村治の状態に就ては、茲に絮説するの要なしと雖も、抑も本誌の編纂を企画せしより既に四年村長を更迭すること實に五回、誰か顧みて無量の感慨なきを得んや、余は其の間に於て編纂に従事し不完全乍ら當初の目的を達し、責任を解除し得たるは蓋望外の幸慶と云へし。

大正八年八月

編者

第一編目次

第一章	一般土地ノ狀況	概説	一
第一節			
第二節		位置境界	三
第三節		地勢土質	五
第四節		氣候	七
第二章	生産		
第一節		水産	十三
(一)	鰻		
(二)	公魚		
(三)	鮭		
(四)	各種ノ魚類		
名物ノ一		名物ノ二	十六
第三章	土地ノ區劃		
第一節		概説	十七
第二節		地目反別	十八

第三節	民有々租地細別……………十九
第四節	徳川時代公課ノ一班……………二十

第四章 戸口

第一節	概説……………二十三
第二節	戸數……………二十五
第三節	部落戸數……………二十七
第一節	人口……………二十七
第一節	族稱別……………(一)
第二節	結婚死亡出生死産別……………(二)
第三節	有權者資格……………(三)
第四節	爵位帶動者別……………(四)
第五節	年金受領者……………(五)

第五章ノ一	小學校……………三十一
第五章ノ二	水系誌……………三十一

第二節	水防ノ不統一……………三十七
第三節	利根水害豫防組合……………三十九

第六章 堤防ノ沿革……………四十五

(一)	古土手……………(二)
(二)	外谷津堤……………(三)
(三)	大境堤……………(三)
(四)	市領堤……………(五)
(五)	古戸村内堤……………(六)
(六)	常敷堤防……………(六)
(七)	高田堤……………(八)
(八)	内務省新堤……………(八)

第七章 用悪水路……………五十六

第八章 道路橋梁……………五十七

第九章 郷土誌……………五十八

第一節	沿革總説……………五十八
第二節	郷土各説……………九十一

元中峠村	(一)	元中里村	(二)	元古戸村	(三)
元日秀村	(四)	元新木村	(五)		
郷土誌補遺		蹟			
百二十四		百五十二			

第十一章 舊蹟

芝原城址	(一)	芝原城主之墓	(二)	擔ヒ塚	(三)
大日井戸	(四)	城山下ノ開鑿	(五)	一本松	(六)
大日松	(七)	草刈淺間	(八)		

第十二章 神社卜寺院

八幡神社	(一)	天照神社	(二)	諏訪神社	(三)
百六十二					

稻荷神社	(四)	將門神社	(五)	香取神社	(六)
茸不合神社	(七)	寺			
法岩院	(一)	長光院	(二)	觀音寺	(三)
龍泉寺	(四)	照明院	(五)		
百六十九					

第十三章 古塚

古墳ノ種類		百七十六
中里ノ七塚		百七十七
中峠ノ十三塚		百七十八

第十四章 官衙公署

町村役場		百七十九
------	--	------

(一)	村治ノ沿革	百六十八
(二)	役場	百六十九
(三)	吏員	百七十
(四)	議員及名譽職	百七十一

第十五章	財政經濟	百七十二
第一節	概說	百八十九
第二節	歲入出ノ概要	百九十一
第三節	諸稅	百九十五
第四節	基本財產	百九十九

以上目次終

第二編目次

第一章	兵事	百六十五
第一節	概說	一

第二章	衛生	六
第一節	徵兵	六
第二節	恤兵義會	八
第三節	赤十字社愛國婦人會	十一
第四節		

第三章	交通運輸	十一
第一節	概說	十一
第二節	飲料水	十二

第四章	交通運輸	十三
第一節	概說	十三
第二節	交通機關	十四

(一)	交通路	
(二)	湖北驛	
(三)	通信	

第四章	產業	十五
第五章	工業	十六

第六章 人情風俗

第一節 概説……………十九

(一) 社交 (二) 宗教 (三) 敬神 (四) 家庭

(五) 公共事業 (六) 商業 (七) 古ノ教育

第二節 冠婚葬祭……………二十四

(一) 紐解 (二) 婚禮 (三) 葬禮 (四) 祭事

第三節 祝儀……………二十六

(一) 節供 (二) 餞別 (三) 歳暮ト年頭

第四節 卷尾……………七十八

第五節 習慣……………二十九

(一) 雨乞獅子 (二) 點燈念佛 (三) 五ツ角舞 (四) ヒザナホシ

第七章 俚謠

第六節 風俗改良案……………三十五

(五) 神鳴り除 (六) 無縁講 (七) 種蒔正月 (八) 頭巾被 (九) 五人組

(十) 御松取

第八章 俚言

第一節 概説……………三十六

第二節 俚謠……………三十六

第三節 麥搗歌ト盆踊……………三十八

第一節 概説……………四十

第二節 俚言ノ種類……………四十一

第九章 人物誌

第一節 概説……………四十二

第十章

第二節
第三節

古人と今人

戸長副戸長……………四十三
歷代村長傳……………四十四

第一節

概説……………六十一

第二節

古人……………六十二

第三節

今人……………六十五

第四節

……………六十九

(一) 法律家 (二) 篤農家

結 辭……………七十一

遺聞拾録

……………七十七

(一) 下根古屋ノ古墳

(二) 軍用金ノ請取

(三) 徳川時代ノ諸夫錢

(四) 小金領

(五) 手賀沼開墾

(六) 見取畑改帳

正 誤

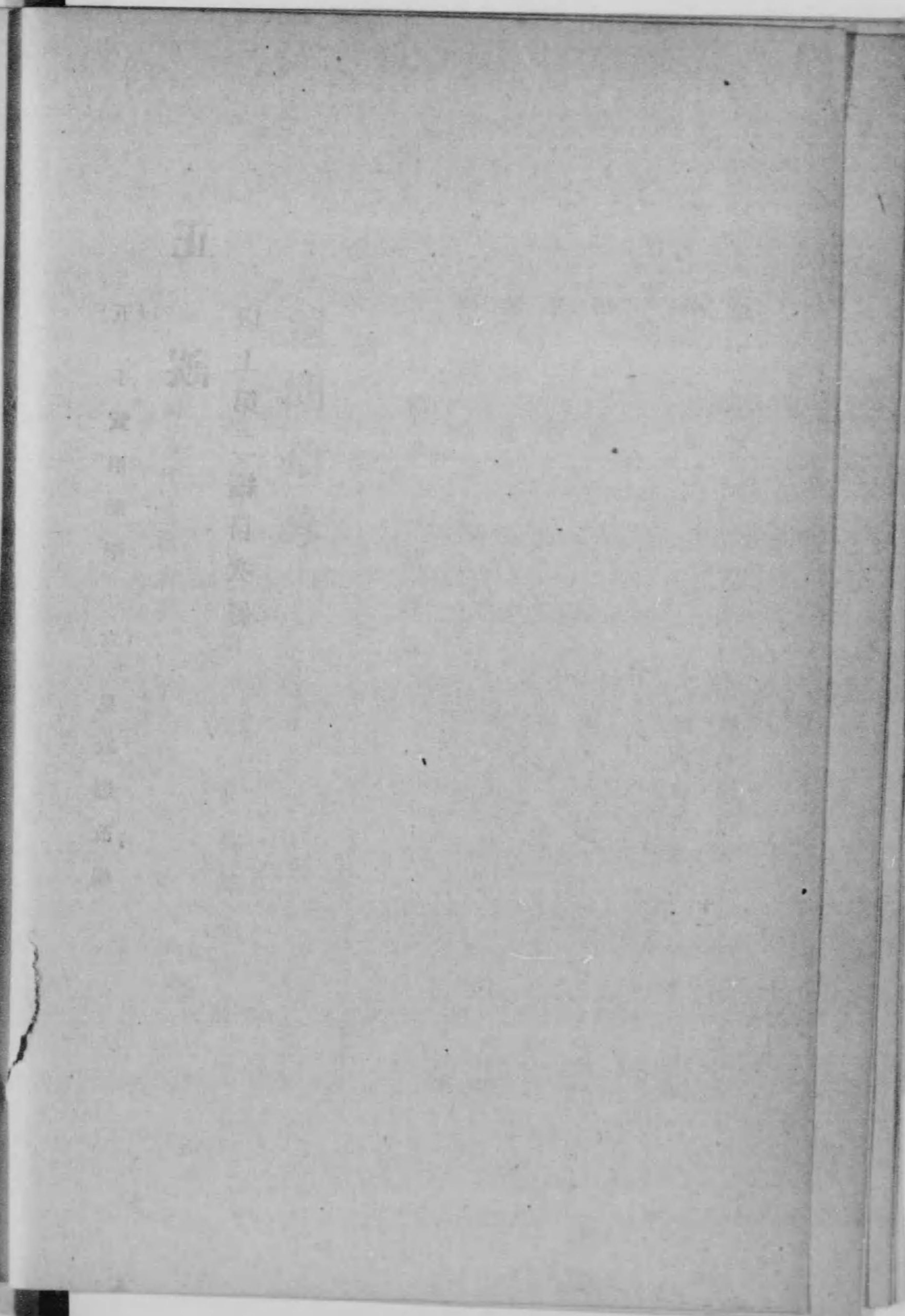
以上第二編目次終



親子榎ニテ有名ナリシ中峠一里塚ノ光景 小川芋錢畫伯囑書

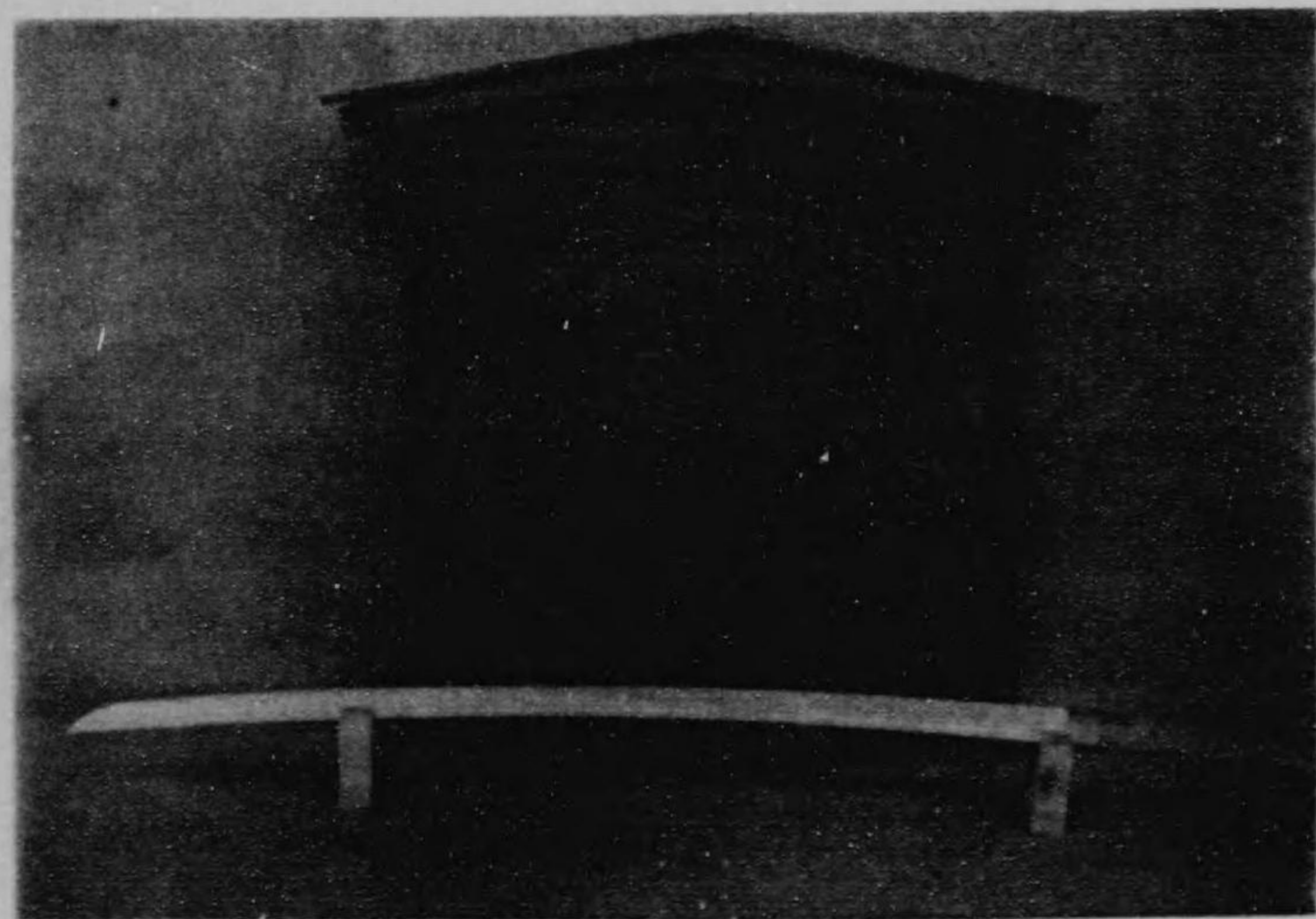


本圖ハ小川芋錢畫伯ニ囑シ嘗テ塚上ニ蟠踞セル親子榎ノ面影ヲ寫セルモノナリ蓋親子榎ノ枯死セルハ十數年以前ニ在リ

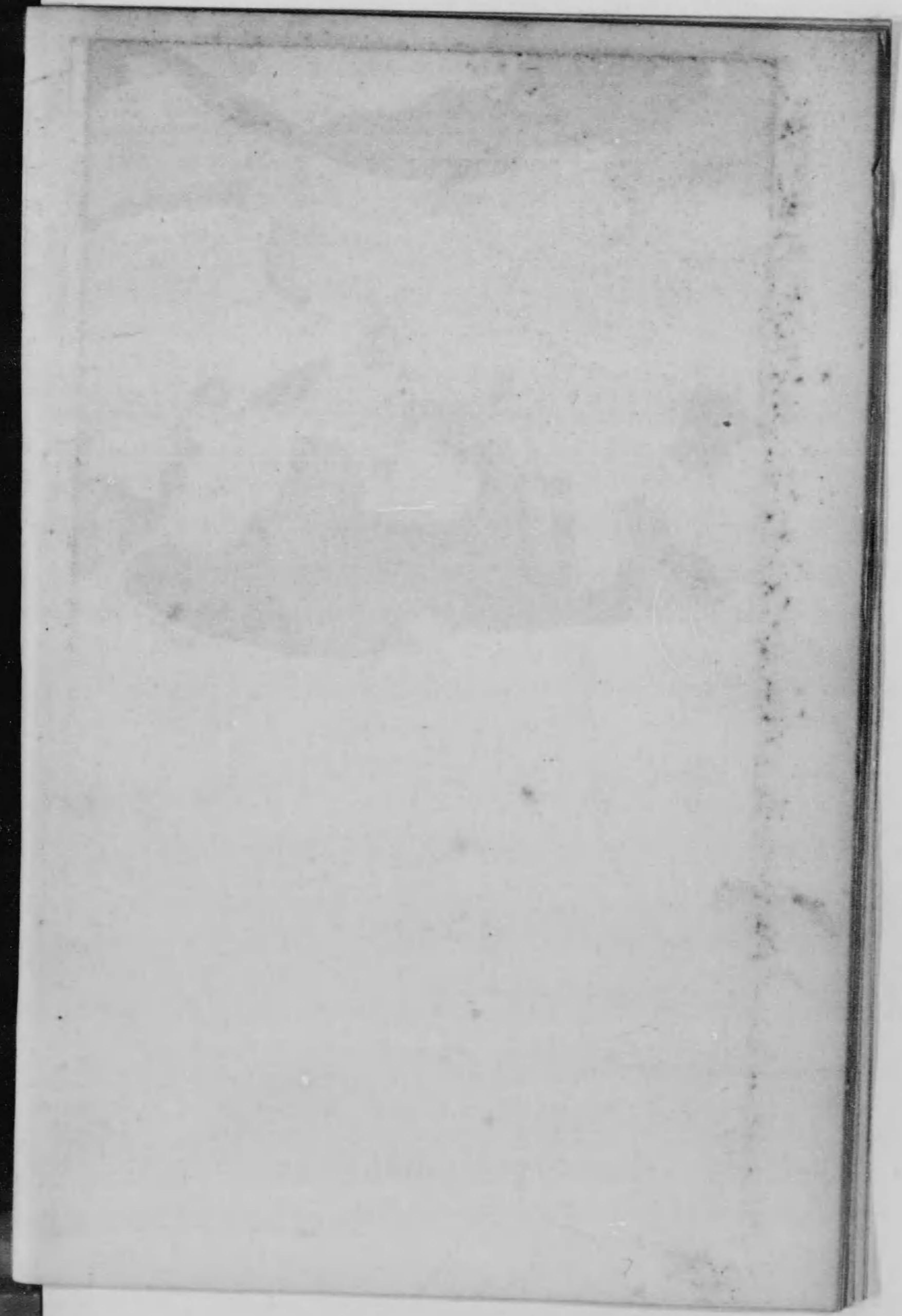
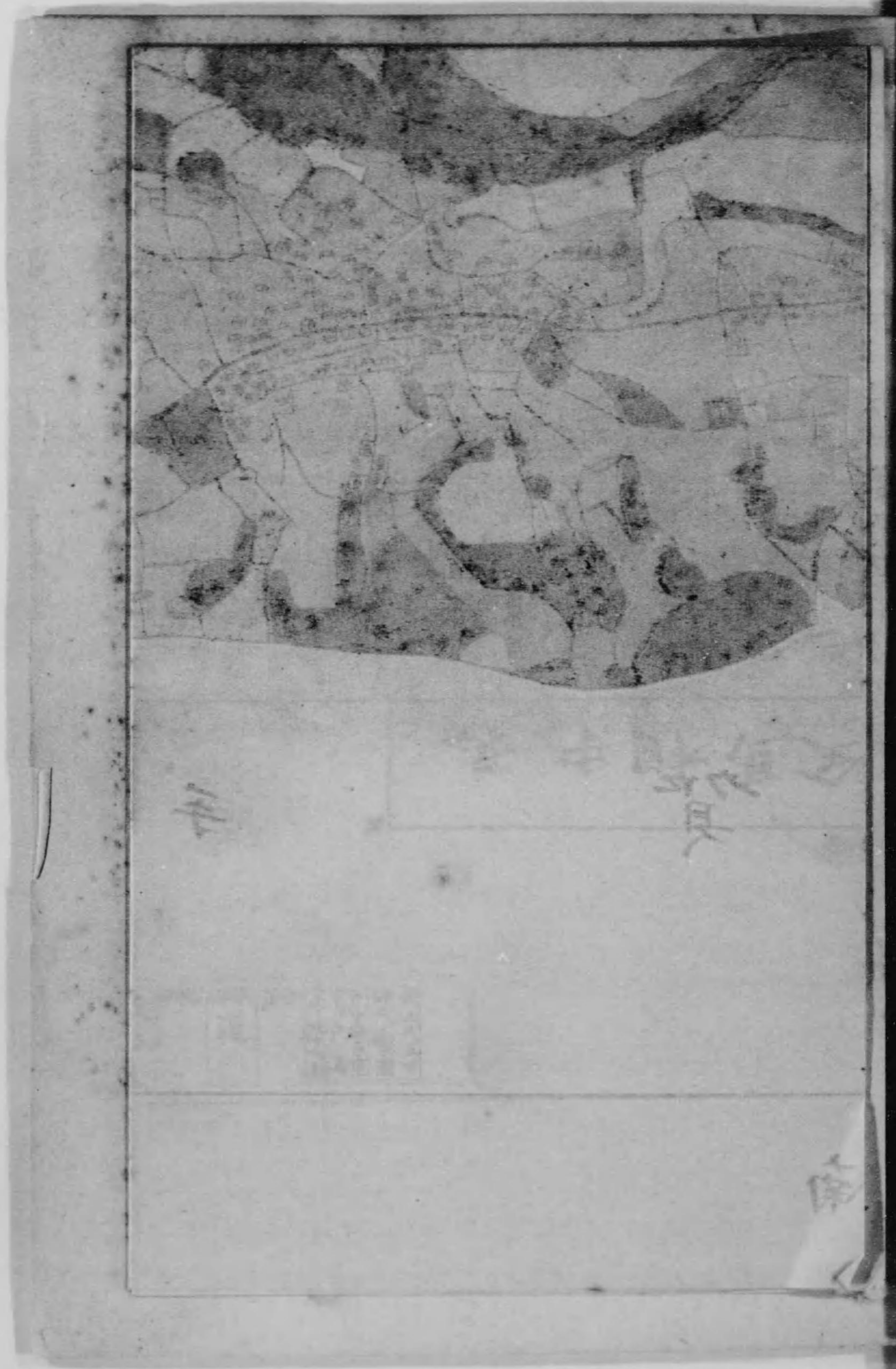




芝原古城址



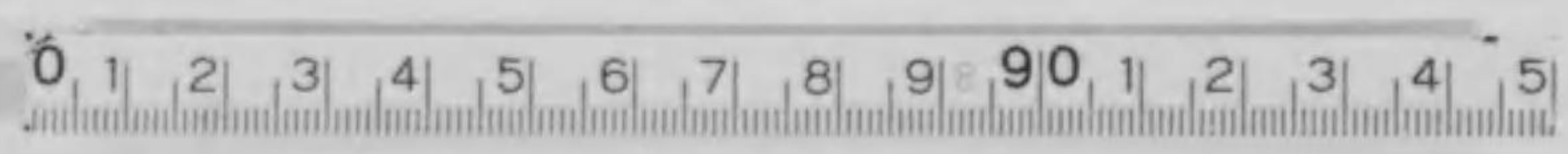
河村出羽守遺物



元中相馬全圖



縮圖	平家	黒家屋	赤家屋	綠色	鼠色	黃色	西端	黒点	朱線	村數	原圖
大正九年三月	民家	寺院	神社	山林原野	田耕地	宅地耕地	利根川堤防	國縣道分岐点	現在、縣道	道、路	<small>縦横十又横四尺五寸 元中相馬時代數圖 新木日秀古中時中重 初郡國發戶下、戸高 野山芝崎青山元十村</small>





湖北村誌第一編

理學博士 中野治房 校閱
菅井敬之助 編輯

第一章 一般土地の狀況

第一節 概説



本村各部落に秩序ある發達を見るに至りし年代、及び其徑路に就ては、今明かに知る事を得ざれ共、河村出羽守本村を領有せし時代の前後に在りし事は、略推測するに難からず。(參 郷土誌)然れ共相當の人家は、既に遠き以前に於て開拓居住せる事は、古文書并に諸種の事跡に徴して明かなり、今當時の遺跡に就て之を考ふるに、住民の多くは耕漁相半はせる生活状態なる事を知るに足れり。本村の住民中には將門、又は千葉氏の遺臣と稱するもの多數あれ共、後年彼等は芝原城主の戦役を勤め、主従の如き關係に在りしものならんも、家系



湖北村誌第一編

理學博士 中野 治房 校閱
菅井敬之助 編輯

第一章 一般土地の狀況

第一節 概説



本村各部落に秩序ある發達を見るに至りし年代、及び其徑路に就ては、今明かに知る事を得ざれ共、河村出羽守本村を領有せし時代の前後に在りし事は、略推測するに難からず。(郷土誌参照)然れ共相當の人家は、既に遠き以前に於て開拓居住せる事は、古文書并に諸種の事跡に徴して明かなり、今當時の遺跡に就て之を考ふるに、住民の多くは耕漁相半はせる生活状態なる事を知るに足れり。本村の住民中には將門、又は千葉氏の遺臣と稱するもの多數あれ共、後年彼等は芝原城主の戦役を勤め、主従の如き關係に在りしものならんも、家系

を重する當時にありては、依然として祖先の餘流を名乗りしなるべし。

中野博士云く或は徳川氏を憚りてしか云ひしやも計り難し何と
たれば 徳川氏は北條氏の餘黨を殲滅せんとすればなり

去れば五十餘年間本村を

統治せし河村出羽守直參の家系を有するものも亦あるべき筈なり、然るに後世出羽守の遺臣と稱するもの殆んど之れ無きは一奇と云ふべし。

惟に天正十八年の役、士分の郎黨は、概ね城主出羽守に扈從して小田原に出陣し、僅に残れる守城の將士は、悉く城中に在りて、城代伊賀守等と共に戦没し、其の家族從類は、四方に離散せるか爲め、遂に其の遺臣と稱せらるゝ家柄の本村に傳はらざりし所以ならんか。之れを舊記に索め、或は口碑傳説等に尋ねるも、其事實詳かならず。

芝原城陥落後、佐竹街道の開くるに當り、利根川手賀沼方面に散居せる住民の中、眞先に街道附屬地へ移住し來れるもの、則ち後年中峠村十八軒、中里村七軒、新木村十三軒、古戸村七軒を草切り百姓と唱へらるゝに至りしものならん。所謂草切り百姓とは、中相馬創始時代の居住民を指せるものに非ずして、現在の村落へ移住せる、最初の家柄を意味する者の如し。

中里村は佐竹街道と平行せるに徴すれば、本道開設後の新道なるが如し。其の草切り百姓と稱せらるゝ凡ての邸宅か、道路に附屬し居るに見ても明かなりとす。

新道の開設は、多くの場合、其の附近に在る住民の生活状態に、變化を與ふるは經濟上の原則なれば、本村の住民が以來農業に重きを屬するに至れるも、亦土地自然の趨勢なるべし。其後徳川氏の入國となり、本村の地勢及び氣候は、全く農村として立脚するの有益なるを認むるに至れり。

第二節 位署境界

湖北村は明治二十二年中峠中里古戸日秀新本の元五ヶ村を合併し、設立せられたる聯合新村にして、千葉縣下總國東葛飾郡の東部、元南相馬郡の一部にして、俗に中相馬郡と唱へられし地域に在り。北の方利根川を襟帶し、彼の紫の筑波山は眼前に展開して呼べば即ち應へんと欲す。南は印旛郡手賀沼に蒞みて、遙に本郡手賀村と相對す。而て西南遠く雲際に聳ゆる芙蓉の靈峯は、氣澄み風靜かなるの日、煙波渺茫の間に其の影を浸して清楚言ふへか

らざるものあり。東は布佐町布佐台の地境より、西我孫子町都部區の境に至るまで縣道一里弱。成田鐵道は、縣道と手賀沼との間を東西に貫き、中里區に停車場の設けありて、成田山へ五十分、東京へ一時間三十分にして達する事を得。

水路は利根川に依り、中野士云本村地方に於ける現在の利根川は古昔常陸河と云ひし一大水脈なりしを之に當時の利根川を流入せしめ現時の流路をなせるなり中峠河岸より東京迄二十五里、東京銚子間を往復する汽船、又は高瀬船の航行常に斷續として絶えず。試みに中峠區城山の高丘上に立つて遠望せんか、白帆風を孕みて航進するの狀、平野の背景と相俟つて、眞に一幅の畫圖を廣けたるが如し。往時徳川幕府時代、航運業の盛大なりし當時を追憶し、感更に深さを覺ゆ。

手賀沼に面せる一帯の耕地は、東布佐町大作新田に接し、西我孫子町都部新田に境す、沿岸里道の設けありて、里程縣道と大差なし。

利根川沿岸の地は、東布佐町江藏地の境より、西我孫子町青山區に接續し、延長約三里十余町あり。南北は河沼に限局せらるゝを以て、廣狹の差一様なら

されども、概ね約二十町に過ぎず。(本村の延長は利根川沿岸を測定せるものなり)

以上の如く本村は區域偏少なる一農村にして、素より四通八達の街路に非すと雖も、今や水陸運輸の利便は稍備はれりと云ふべし。若夫舊幕以來屢實行せられし、手賀沼の墾田成功するに及ばず、本村及び手賀沼を中心とせる各村落は、更に一段の進歩發展を認むるに至らん。否らされは本村の交通機關は、永く現在以上に助長し得るの見込みなきのみならず、自然産業上の發達にも至大の影響あるを免れず。

第三節 地勢土質

地勢は東西に長く南北に狭き一帯の丘陵にして、利根川手賀沼の間に介在せる此の丘陵を穿つに、所々小き谷を以てせり。丘陵の高さは海拔十數米より、廿米に達する低地にして、北に利根の一大河谷を控へ、南には手賀沼の窪地を擁せり。米田は主として窪地に設けられしものにして、所謂谷津田是なり、其の表面五尺乃至六七尺の地層を發掘せば、菰様の草根、又は木の葉の重疊して出づるを見る事あり、之れ即ち昔時河沼の跡なる事を知るに足れり。

畑地の大部分は高台に在り、一般に上層は輕鬆黒土にして、下層は赤土なり、又表層まで赤土の場所あれとも甚た稀なり、是れ地質學上の所謂ローム土と稱するものにして、關東平野に普通なるものなり。

手賀沼沿岸の土壤は、田畑共に凡て腐植質輕鬆土なるに反し、利根川に面せる耕地の土壤は悉く砂質壤土なり。是れ前者は沼の沖積土より來り、後者は川の沖積土より起源せるに依るなるべし。

南北一帯の地は、凡て松林にして杉は甚た稀なり。若夫雜木林に至りては殆んど見當らず。惟ふに本村の如く平坦にして、乾燥せる土質には、特に松の植林に適せる者の如し。杉は陰性にして光線の射入に疎き北側の山谷に非ざれば成果極めて薄しと云ふ、是れ本村には杉林の少き所以なるべし。

第四節 氣候

本村の氣溫に就ては未だ連續的觀測なきを以て、精確なる記事を叙述する事態はさるも、管内氣溫分布圖の示す處に依れば、本縣中最も溫暖なる房州地方にして年平均溫度十六度一分(華氏六十度)最も低溫なる房總の山間、及び北總の

平原地十三度九分(華氏五十度七)とあれば、管内に於て本村地方の低溫なる事を知るべし。唯特異とすべきは地河沼の間に介在するを以て、氣溫の激變少なく比較的氣候溫暖なるにあり。

寒氣は可なり甚たしき事ありと雖も、河沼の結氷する事は稀なり、唯西風連日吹き荒む時は、手賀沼の全面、及び利根川の兩岸約二三十間の水面結氷して、通船を妨ぐることもあり。古老の談に依れば、四五十年前までは利根流水の六七分に結氷を見るは、毎朝普通の事にして、流水の滯留する部分杯は、終日解氷せざる事あり。手賀沼の如きは殆んど徒涉に耐ふる程の堅氷を結びて數日に涉りし事珍らしからず、故に山蔭等に在る水澤杯は、五六寸乃至一尺以上の堅氷を結び、氣溫の變化に逢ふも、春暖に至らざれば解氷せる事なしと云ふ。之を最近十數年間の狀況に檢すれば、如斯堅氷は容易に見る事を得ず。夏季の炎熱も亦當時は非常に強く、到底日中杯は勞動に従事する能はざりしに、近年は夏日苦熱に耐へざるか如き事も殆んど少なく、寒暑の度合次第に緩慢に成り行く傾きあるか如し。惟に本村地方に於ける寒暑の變遷は

氣象學上看過すへからざる所なり。

雪は十二月初旬より降る事あれ共、冬季中の降雪は大抵多くて五六寸、少なきは一二寸位を常とせり、時に一尺以上の大雪なきに非らされとも稀有の事に屬す。中相馬一帶の降雪量は、概して春に多く冬季に劣るを普通とす、去れと此等は十數年以來の現象にして、四五十年前までは、冬季にも多量の降雪ありしと云ふ。

本村地方の降霜は十月二十日前後より來り、立春より八十八夜を以て終末となすは古來の通則にして。八十八夜の霜は忘れ霜又は別れ霜と稱するも事實は必しも然らず、本村地方にても八十八夜後、二三回の降霜を見るは通例にして、稀には五六回の多きに及ぶ事あり。而し降霜の被害は桑葉にして、他の農作物には餘り影響なし。桑葉も河沼に近き處、若くは山陰等濕潤の土地に在るものは、霜氣の害を被らずと云ふ。其の被害の及ぶ處は先づ朝日に浴する位置に在る桑葉と、粗鬆なる土質に植附けしものに限れり。然し霜害の程度は他村に比し比較的輕微なりしと云ふ、是地濕潤にして氣温の激減を

緩和するに依るものならん。降霜のありし場合には、朝日の昇らざる以前噴霧器様の道具にて井水を桑葉に注ぎ、霜害を除き得る事あり。凡て霜氣は自然の氣温にて溶解すれば、諸木の花蕾嫩芽之れに逢ふも被害なしと云ふ。

(中野博士云ふ日光にて急に溶解するは害あり)冬の西模様は普通なれ共、又東南の風多く吹く事あり、南風は雪模様と稱して概ね曇天なり。傳ふる處によれば、陰曆十月十日に、南の風吹けば其の年の寒中多く南風吹き、東模様なれば、東風吹くが如く總して十日の天氣模様は則寒中の陰晴を卜するに足れりと云ふ、土用入り口の風模様か土用中の天候を支配する事も亦然り。此の種の氣象觀測は幾百年來の實驗に徴し、必ず的中せるものとして俗間に信用せられつゝあり

夏季は主として東北又は南の風卓越し、農家は専ら南風を歓迎せり、春は特に東の風多く吹き、肌寒骨に徹するの感あり。八十八夜後の西風は必ず降霜を招くものなれば、養蠶家の最も恐るゝ處なれ共、傳説によれば八十八夜後の西風は降霜の患ひあるのみならず、當日東の模様は吹き返さざれば七十五日、日には必ず利根川に出水の患ひあり、土俗之れを當り水と唱ひ警戒を怠らず、

又冬季利根川増水する事折々あれ共、冬の増水は夏に至り寒水十倍と稱し、大洪水を齎すの徴候として船乗業者の唱道する處なり。又蘆葦の葉に結節する事あり、其の結節の數は、則夏季の候に於ける出水の度數を示せるものとせり。又寒中蚊と蚤の出つる事あり、之れを夏季に至り洪水襲來の表徴とせるか如き、利根川の水害に窘められつゝ、ありし本村地方、幾百年來の實驗に基く傳説にして、必しも架空の談に非ざるか如し。蓋夏季の候に至り霖潦旱魃等の至る、冬季より既に其象徴の伏在せるものなしと云ふべからず。是現今氣象學者の云ふ長期豫報の相當するものにして、又學者の注意を拂はざる可らざるものなるや明かなり。

縣内空氣の湿度は平均七十%以上なりしに、本村内空氣の湿度は割合に高く夏季八十%以上に達する事珍らしからすと云ふ。而して樹木の發芽は、大抵陰曆三月中旬より山陰杯濕潤なる土地に植附けある桑葉より發芽し、平素日當り好き畑に仕立てし桑葉は、數日發芽の遅るゝを常とせり、之れ氣温と湿度の發芽に及はず關係を推測するに足れり。而して土地の如何に關せず、桑葉よ

り約十數日先立つものは「ソロ」の發芽なれ共、本村には此の木甚少なし。

(中野博士云ソロはいぬしでの方言日光筑波等の山地にあり)

「ソロ」に次くものは樺にして、之れ亦桑葉の發芽より早き事約數日、樺は本村地方の風土に適するものと見え、發育の良好にして、亭々たる大木至る處に繁茂せり。古老の談によれば樺は樹根の濕地に蟠殖せる方面の枝より先づ發芽するものなれば、同一樹幹より出てし枝にて發芽の遅速約五六日あるを常とせり。桐も亦發育の速かなるものなれ共、

其の目理を検すれば總て日光と反對の方向、則ち北方へ重に發育しつゝあり(中野博士云目理の北に偏するは種々の説ありて濕土の爲めにはあらず)本縣の降水量は平均二千耗より千耗に位し、北總地方に至りては土地平坦にして後方に水蒸氣を遮斷すへき山脈の隆起なきを以て、雨量概して少なく、特に本村地方は寡雨の地に屬し、全年の降水量僅に千二百六十五耗に過ぎすと云ふ。

雨量は四季を通して一定せざるも、概して秋に多く、春夏之れに次ぎ冬季最も少なし、而して大雨は秋に多く、一晝夜の降雨量二百耗以上に及び、手賀沼に滯留する水深約二尺に達し、沿岸谷津田より落ち込む悪水と山下に相

會し、沿岸數千町歩の田圃を水底に浸す事あり。如期木會有の豪雨か春夏の候にも無きに非され共、先つ以て稀有の事に屬すとは手賀沼沿岸に住する古老の談なり。左に手賀沼普通水利組合日記を抄録して參考に供すべし。

明治四十三年八月上旬より東南の風雨激甚にして、全月十六日最高十九尺三寸に達せり。

大正二年八月二十七日より東南の暴風雨、二十九日に至り最高十四尺八寸に達す

大正三年八月三十日より東南の暴風雨、一時間一尺の程度にて増水卅一日午前八時最高十七尺六寸に達す。

大正四年九月七日より東南の暴風雨十一日午後八時に至り最高十五尺七寸に達す、

大正五年七月三十一日より東南の風雨、午前五時十一尺二寸越へて八月一日午前六時十七尺に達す。

大正六年十月二日東南の風雨、午前六時十五尺六寸、

大正七年九月廿五日東南の風雨午後三時十尺七寸、

木下垸樋に於ける測定水量は、本村上耕地市領堤防の水量に比し低きを常とせり。而して大水至る毎に高底の差愈甚たし。故に明治四十三年の大洪水か、市領堤防に於て最高二十五尺に達し(堤防決潰後の測定)木下垸樋と約五尺の差ある所以なり。

夏季旱魃の候には、農村の何れも旦暮驟雨の至るを翹望する處なれ共、本村は河沼の間に介在する關係ならん、古より前後左右の村落を潤ふし、然る後に非されば其の恩恵に沿する能はざるを常とす。而も南方より起りし驟雨か何つも本村を乗り越えて、遠く利根川の對岸に降り灑くか如きは、天公も亦不公平と云ふべし。

第二章 生産

第一節 水産

(一) 鰻うなぎ

手賀沼の鰻は火に焙るも決して縮少する事なき特質を有し、其の味ひの美なる、他にて捕獲せる鰻の及ぶ所に非すと云ふ、蓋水土の關係なるべし。當村の魚商は上總又は仙臺邊より仕入れたる鰻を、其の儘東京市場へ出さず、七日又は十日間位は笹へ入れし儘、手賀沼の中流に浸し置くを常とす、左すれば仙臺上總産の鰻と雖も、自然手賀沼産と同様の性質に變化し、東京市場に於て手賀沼産へ混入し賣買し得ると云ふ。又以て手賀沼の水土か如何に鰻に適し居るかを知るに足るべし。

(二) 公魚一名櫻魚

公魚は鰻と共に手賀沼産魚族中の優秀なるものなり。此の魚の特徴は、豊富なる脂肪を含み居るにも拘はらず、魚としての臭氣少しも無く、其の骨は柔軟にして肉と共に食するも、舌に觸るゝ事なく、一種言ふへからざる風味あり。其の期節は最冬の候を以て漁獵するものにして、陽春三月の候に至れば味ひ頓に減し、恰も枯葉を齧む如く、最早食用に耐へず。此の魚は土浦も亦有名なる産地なり。(中野博士云櫻魚の名は學問上の名になし一郷地方の方言か又は文人の雅号ならん編者云櫻魚とは常陸國霞ヶ浦邊の方言なるよし霞ヶ浦への)

落ち口櫻川にて多く取れる故櫻魚の稱ありと云ふ

(三) 鮭

鮭魚は人も知る如く、秋季に至り、産卵の爲め利根川に遡上し來る魚族にして肉の最も美なる者の一なり。

此の利根川を登り來れる鮭群は、布佐町地先を通過し、本村地先へ來りし頃肉美の特に優秀となり、取手町下より青山地先邊へ至れば、又元の味ひに返る者なりと云ふ。中濱鮭魚の名の日本橋魚市場に稱揚せらるゝ實に故ありと云ふへし。爰を以明治の初年頃まで、慧敏なる日本橋魚商等は、中濱鮭魚を特約販賣せしと云ふ。

利根川鮭魚の美なるは、一般に他の川流に於て捕獲せるものに勝れる事は世間既に定許あれ共、特に本村地先に於て其の名を擅にせるは、蓋水質の關係なるべし。乍去利根川流域の改修は、能く此の天惠の美味を保ち得るや否。

(四) 諸魚族と頁類

鯉こい 鮒ふな 鮓なまこ 泥鰌どじょう ウグヒ ハラカ 鱈たか 毛蜆モクズガニ (又はヅガニ) ヲイカハ一名ヤマベ中野博士云ふ
 「チイカハ」別名「ハヤ」「ヤマベ」とす 云ふは埼玉及湖北地方の方言なり 鱸 モサヨリ 沙魚はや ヤナギ葉手長海老しながえび (草蝦)
 蛄しんみ 田螺たにし 鳥貝からすがい セグロ 中野博士云ふセグロは海魚にあり又淡水魚中「ヤケヒ」を云ふ事あるも之は一部地方の方言なり「ウケヒ」に非されば他の淡水魚をセグロとすれば不穩當なるに似たり 手賀沼の水草等は何れも特産とは稱するに非ざるも多量に産出するを以て有益なる天産物と稱する事を得へし。

第二節 名物の一

名物にはムマイ物なしと昔より云へるか如く、本村の名物芝原アハメシの如きも其の喩に漏れず、味ひ甚た美ならず。又芝原瓜と唱へられし名物の真桑瓜は収獲豊富にして形態頗る大きく、美事の品なれ共、其の肉は硬くして真桑瓜の特徴たる甘味に乏し、故に今は之れを、栽培するもの絶てなく、随つアワメシも亦炊きて食膳に供するもの無きに至れり、而て此の二種に代りて出てし名物を漬大根となす、本村にて栽培する大根は蓋土質の關係なるへし、其の肉柔軟にして甘味あり、ヒテ折レズ塩三升に糠一斗と云ふ澤庵和尚

の傳法に従つて漬け込む時は、其の風味の佳良なる眞に掬すべきものあり彼の他町村にて栽培せる大根漬とは、到底同日の談にあらずと云ふ。故に芝原大根と稱し、近來東京方面よりの注文漸く多く、其の産額頗る劇増せるが如し、是等は即ち名物にしてウマイ物なるへし。

中野博士云之も名物に美味いものなしの一例か呵々

名物の二

白瓜も亦本村名物の一として、奈良漬業者間に珍重せられつゝあり。聞く處によれば漬瓜としての上乗なるものは、肉厚くして質硬く、且つ充分甘味を含みしものに在りと云ふ。東京附近、其の他の開墾地抔より産出する白瓜は、概ね此の資格に乏しき恨みあれ共、本村産は全く理想的品質なりとは、當業者の一般に稱揚する處なり。

第三章 土地區劃

第一節 概説

本村は田畑宅地山林原野竹林池沼の七區より成立せる農村にして、其の耕地の多くは畑第一、田第二、之れに次く者を山林原野宅地池沼等の順序とす、而て之れを徳川氏入國後に比較するも、大なる變化を認めざるか如し、唯人口の増殖に伴ふ自然の要求は、手賀沼沿岸に於ける多少の墾田と、山林を開拓して畑地とせるにより、田畑の反別には幾分の増加を示せるも、山林に於て多少の減少を示せし事明かなり。

竹林は大抵各自宅地内の一角に仕立てられるものにして、特に經營せる竹林なるもの殆んど稀なり。然れ共竹林經營は、農村の副業として有望なるを以て、將來之れを忽にすへからざるものとす。

第二節 地目反別

總地積	八百七十三町八反三畝十八步
田地	二百三町八反五畝步
畑地	三百廿三町八畝十二步
宅地	四十一町六反五畝步

山林	百四十三町二反九畝步
原野	百三十七町三反五畝步
池沼	十八町四反十六步
神社境内	七反四畝二十七步
寺院境内	九反六畝二十三步
墓地	六反三畝十四步
官有池沼廢地	四町四反九畝二步

(河川改修の爲め埋立せる押堀をも含む)

第三節 民有々租地細別

(大正六年調査)

種目	筆數	地價
田地	四千〇〇七	五萬千六百七十八圓
畑地	四千七百〇八	二萬六千八百六十圓
宅地	六百六十七	二萬九千三百四十四圓
山林	千九百四十五	千四百四十八圓

原野
池沼
合計

六百七十八

九

一萬二千〇十四筆

金十一萬〇百八十二圓

五十二圓

八百圓

二十

第四節 德川時代公課の一斑

高六百八十三石

中峠村

田畑屋敷合 百四十二町九反三畝六步

内田方 三十九町六反六畝四步

畑方 百三町二反七畝四步

屋敷 五町一反一畝四步

納米 百卅九石二斗二升

永 七十貫四百六十六文六分

右は寛政丁午ノ公文に依る、又享保九辰年の公文に取米七十六石四斗四升六合四勺、此俵二百八十八俵一斗四升六合四勺とあれば、納米は三斗五升入なる事を知るべし。

高二百四十一石五斗九升

古戸村

此反別 三十三町九反七畝二步

納米 三十六石八斗五合

永 八貫九百三十文

此俵 百六十五俵一斗四升五合

但 二斗二升四合入

(享保八卯年の公文)

高百三十三石八斗七升二合(但田方)

新木村

此取米 五十三石五斗四升八合八勺

此俵數 百五十二俵三斗四升八合八勺

但 三斗五升入

高三十六石七斗九升六合

新木村新田

此取米 十一石七斗七升六合

此俵數 三十三俵二斗一升五合

但 三斗五升入

(寛文十二年の公文)

總高四百九十石四斗二升四合 新木村

内田方 三十三町五反二畝十步

畑方 四十七町九反二畝二十九步

屋敷 五反六畝二十步 内三畝藏敷

(寶暦元年の公文)

高六十四石四斗三升七合 日秀村

内田方 六町四反步

畑方 七町三反四畝步

(寶暦十二年改訂水帳)

高二百二十八石一斗五合 中里村

内高 百六十石四斗二升九合

此取米 二十四石二斗一升七合四勺

永	三貫七百五十七文四步	本途
新料	五石一斗九升七合六勺	
此俵	十二俵二斗七升七合六勺	
	但し四斗一升入	

右は内藤主膳知行所慶應三卯年の公文に依る、以上記述の通り、徳川時代の公課は、夏成秋成の二期にして、今本章に摘記せるもの、凡て田方即ち秋成に属すものなり。而も領主地頭に依つて俵米に差等あるは、封建時代に於ける政情の一斑を察する資料とするに足れり。

第四章 戸口

第一節 概説

本村は江戸幕府時代中相馬七ヶ村(都部岡發戸をも含む)と稱せられし部落にして、其の開拓創始の年代は文書の徴すべきものなきを以て知る能はされ共、今より七百五十年前大治五年千葉常重の解文に、近年手下湖の墾田多く成り云々の言

葉あり。又天養二年(七百五十)には伊勢神領に屬したるを以て見れば、本村發達の既に古きを知るに足らん。又本村内に散在する數ヶ所の古墳中野博士云古墳とは佛敎渡來以前の奈良朝以前より考ふるに、本村創始の奈良朝以前に存するの事實も亦明かなるものあらん。

爾來數百年鎌倉足利の時世を経、徳川氏入國以前、本村は業に既に相當の發達を遂げ居りし事は、其の石高に依つても推測する事を得べし。

以上の事實に依り江戸幕府の治世を通觀するに、本村の人口戸數に於て、著しき消長の認むべき跡なきか如し。

左に示せる計數は大正六年十二月現在にして、各部落に現はるゝ者は、維新後五十餘年間に於ける増加率なりとす。

第二節 戸數

(一) 總戸數

大正元年十二月現在

男	一四、八七	女	一五、一四	計	三〇、〇一	現在戸數	四、九一
男	一六、六〇	女	一六、五五	計	三三、一一	本籍戸數	五、五八

大正二年十二月現在

男	一四、六四	女	一五、一四	計	二九、七八	現在戸數	四、八九
男	一七、〇七	女	一六、九一	計	三三、九八	本籍戸數	五、五一

大正三年十二月現在

男	一四、五八	女	一五、一七	計	二九、七五	現在戸數	四、九三
男	一七、一一	女	一六、九三	計	三四、〇五	本籍戸數	五、五一

大正四年十二月現在

二十六

男	一六、二一	計	三三、七三	現在戶數
女	一六、五二		四、九五	
計	一七、三〇		本籍戶數	
男	一七、〇九		五、五三	
女	一七、〇九			
計	三四、三九			

大正五年十二月現在

男	一六、二一	計	三三、七一	現在戶數
女	一六、五〇		四、九六	
計	一七、三二		本籍戶數	
男	一七、三二		五、五一	
女	一七、三二			
計	三四、六五			

(二) 部落戶數

大正七年の現在

天保十四年部落戶數

中	大正七年の現在	二〇五	中	天保十四年部落戶數	一四二
峠	—	—	峠	—	—

中	里	四五	中	里	四一
日	秀	四二	古	戶	四〇
上	新	五二	日	秀	二〇
下	新	七五	新	木	一一五
合	計	四四三	合	計	三三八

(三) 職業別

農	四〇三	
商	六七	
工	二五	
合	四九五	
備	考	大正七年現在

第三節 入口

(一) 族稱別

二十七

(大正元年より全五年に至る人口族稱別)

族稱	大正元年度	全二年度	全三年度	全四年度	全五年度
華族	1	1	1	1	1
士族	9	8	9	9	10
平民	3,312	3,390	3,396	3,430	3,455
總計	3,332	3,398	3,405	3,439	3,465

(二) 結婚離婚出生死亡死産別

種別	大正元年	全二年度	全三年度	全四年度	全五年度
本籍人口	3,321	3,398	3,405	3,439	3,465
本籍生産數	1,13	1,17	1,14	1,09	1,03
本籍死亡數	65	95	73	82	79
本籍結婚數	30	42	30	34	44
本籍離婚數	8	5	4	6	6

本籍死産數	一七	一四	一八	一八	一五
-------	----	----	----	----	----

(三) 有權者資格別

種別	大正元年	全二年度	全三年度	全四年度	全五年度
衆議院議員	98	101	100	96	96
縣會議員	180	182	182	182	175
郡會議員	180	182	182	182	175
村會議員	1	336	1	1	331
合計					

(四) 爵位帶動者別

勳章種類及數	位階	勳等	功級	人員
瑞寶章	3	1	8	2
白色桐葉章	34	1	8	24

青色桐葉章	三	一	八	二	三
功七級	一		一	二	
合計	四九			四九	

三十

備考 (明治二十八年より大正五年に至る調査にして功級二は計數に加へず)

(五) 戦時功勞手當金受領者

年金受領者	金額	二人	二、〇〇圓
恩給受領者	金額	二人	一、二〇圓
家族扶助料受領者	金額	五人	二、六〇圓
備考			明治廿八年より大正五年に至る調査

第五章 小學校

本校は明治二十三年四月湖北尋常小學校と名附け、湖北村大字古戸區百九十一番地を校舎の敷地となし、從來各部落に分立せる寺小屋式教育の統一せん事を申請し、始めて職員の任命あり、柏吉太郎氏校長として赴任せるは此の時なりしす。

明治二十三年十月三十日教育に關する勅語を下し賜はりたり。

明治二十三年十一月三日始めて勅語の捧讀式を舉行し、之れを縣知事に報告す。

明治二十四年一月十日教育に關する勅語の謄本を賜はる。

明治二十六年八月敷地を變更し、現在の位置に校舎の新築成る、九月開校假舎を廢す。

明治二十六年十二月六日御眞影の複寫を拜戴す。

明治三十一年三月高等併置の許可あり、十一月高等校舎の新築成り、同月

三十二
廿三日開校式を行ふ。

明治三十三年一月校長柏吉太郎氏市川町高等小學校長に轉任す。

明治三十三年二月鷹野錠太郎氏校長として赴任す。

大正七年一月校長鷹野錠太郎氏鶴舞尋常高等小學校長に轉任す。

大正七年二月茂呂正修氏赴任す、之れを現在の校長となす。

以上は本校創設以來の概要にして、其の詳細は教育沿革史に在り。而て大正八年度に於ける尋常高等小學校の現況を摘記すれば左の如し。

大正八年三月一日現在

位置	湖北村大字中里八十五番地
校地	五反八畝十歩
校舍總坪數	二百四十七坪二合五勺
學級數	尋常科六學級 高等科二學級
修業年限	尋常科六ヶ年 高等科二ヶ年
職員數	訓導六名 准訓導一名 代用教員一名

教育費	三千四百十餘圓
學校基本金	千三百三十九圓十四錢
尋常兒童數	三百九十九人内 男二百〇五人 女百九十四人
高等兒童數	四十五人内 男三十二人 女十三人
創立以來の卒業者數	尋常科一千二百三十九人内 男七百五十一人 女四百八十八人 高等科三百〇七人内 男二百五十二人 女五十五人
備考	湖北尋常小學校は明治二十三年の創立にして、訓導一人助手二人、在學生徒百六十人、教育費四百六十餘圓なりき、爾來三十餘年の星霜を閱みせる既往の教育状態を顧みれば、敢て長足の進歩と稱する事を得すと雖も、創設當時に比較すれば、轉た隔世の感なき能はざるなり。

第五章 水系誌

第一節 概説

三十四

關東平野を中斷して銚子港に注げる利根川は、源を上野國利根郡利根岳外附近の山中より發し、片品川、吾妻川、鳥川、神流川、渡良瀬川等を合せ漸次強大となり。更に鬼怒川を合せ、又手賀沼、印旛沼、霞が浦等の排水を入れ、實に流域七十三里、灌漑區域二十二方里、航路二百七十里の大河を構成す。其の流程に於ては一籌を石狩川、及び信濃川に輸するも、其の灌漑交通の便に於ては、本邦河川中之に及ぶものなし。併洪水の害も亦本邦河川中の優位を占むるは遺憾の極みなり。

於爰か幕府は夙に意を利根川の流域に注ぎ、彼の流作地と稱する堤外の耕地、及び本地防禦の堤防は、特に代官を置きて之を支配せしめ、水災に對する應慮施設を怠らざりき。

寛文元年押附新田より十六島を経て、霞が浦に至る八里八町の新川を開鑿し、布佐村布川村間に於て、利根の本流を締切り、水害の緩和を謀れるか如き、其の効果意の如くならずと雖も、幕府か水普請に費せし苦心の跡を察するに

足れり。

利根川の出水は如何なる年に於ても堤防の決潰、又は破損を見ざるはなし、故に其の甚だしき場合には、幕府より富裕なる諸侯に、工事の課役を命ずる事あり、本村中峠下耕地明出し堤防、同じく上耕地岡發戸地先柳下堤防工事の如きは、仙台侯の課役に成れりと云ふ、聞く處によれば工事の課役には、利根川の廻船運輸に至大の關係を有する、仙台侯の掌る處最も多しと云へは、伊達家の關せる利根川沿岸の堤防工事は、惟り本村のみに非ざるか如し、彼の有名なる仙台騒動の課役として、利根川沿岸に在る堤防全部へ、平均三尺の嵩置き工事を命ぜられ、爲に伊達家三年間の收入を蕩盡せしと傳へられしに見ても明かなり。

徳川時代に於ける課役工事なるものは、地普請工事の如く、賃銀を土坪割にて算用せず、錢畚と稱して老幼婦女に至るまで、皆出て、土砂を運搬せしめ、一荷毎に其の賃銀を平等に給與せるものにして、所謂諸侯の課役工事は、一面水害民救助の旨趣をも含有せる者の如し。

柳下堤防決潰は當時最も難工事と稱せられ、時の制度たる地普請にては、所詮村民の負擔に耐へざるを以て、則其の筋より仙台侯に命じて工事を掌らしむ、當時千両普請と唱へられ、工費豫算實に千金を要せしと云ふ、如何に其の難工事たるかを知るべし、本工事出来後工費に幾分の餘裕を生せるを以て、本堤決潰の都度水害を蒙る、外谷津内谷津の両堤にも、修繕を加へしと云ふ。

本村及び岡發戸入合耕地は、青山下ヶ戸兩村の下流にあれ共、耕地の地盤は遙かに高きを以て、本堤決潰又は内水溜留せる場合、凡て青山下ヶ戸の兩耕地へ放下逆流せるを以て、内谷津外谷津の内堤は特に効力ありしが、藤枝城主本多伯善守閣老となるに及び、其の知行所たる青山下ヶ戸兩村民は、之を領主本多侯に訴へ、岡發戸堤防境より下ヶ戸村地先へ横斷せる内堤を築き立て悪水の逆流を防遏せり、爾來仙台侯の餘澤を蒙れる兩内堤も、昔日の如き効果を奏せず、後年遂に廢堤となるに至れるも、其の遺跡は今尙存在して、永く村民の記憶に残れり。

徳川幕府以來の懸案たる利根川治水工事は、洪水の阻碍をなす布佐台の地峽を切り廣げ、更に本村地先より青山地先まで新川を貫流せしめ、利根川流域中特に屈折したる、吾城山下の川流を閉鎖せるは、利根川流域に一大革命を興へしのみならず、多年水害に苦められし利根川沿岸町村の一大福音と云ふべし。

第二節 水防の不統一

利根川沿岸は概ね農産物に富める肥沃の土地にして、平時は江流悠々として盡きず、白帆上下し、汽船航行して、運輸上頗る便利なれ共、毎歲七八月の交に至れば、東南の風雨屢襲來し、利根の清流も、一朝にして澎湃天を摩する濁浪と化し、田園堤防を破壊し去り、人畜家屋を流失せしむる等、一大慘害を呈する事往々之れあり、土俗一夜洪水と稱して東南の風雨を恐るゝ事最も甚たし、吾湖北村の如きも亦利根川沿岸に位するを以て、毎歲水害を蒙らざる事幾んど稀なり、而も本村耕地は、自然の地形により、南北の二區に分劃せられ、其の内面一帯の耕地も、亦悉く手賀沼に溢れるを以て、利根川

の出水と同時に、印旛郡木下町に建設しある同沼唯一の閘門は閉鎖せらるゝか爲め、出水の久しきに涉るときは、湖水忽ち氾濫して耕地に浸入し、沿村數百町歩の稻田は、概ね水害を免るゝ能はず、若夫不幸にして木下堤防決潰の厄に遭はんか、其の被害更に測り知るへからざるものあり、故に關係各村に於ても、夙に手賀沼水利組合なるものを組織して、水防施設に盡す所あり、本村も亦委員を選出参加せしめ其任務に服せしめつゝあり。

如斯腹背水害を蒙むるの恐れある、本村耕地唯一の防禦は、平生出水に對する準備を怠らざるに在るは勿論なれ共、江戸幕府時代の水普請は、一般に代官支配に屬するにも拘はらず、水防上には何等統一の施設なく、領主地頭を異にせる場合には、現在利害共通の堤防區域に於てすら、洪水防禦に當り、各村共勝手に自衛の行動を執り、友村の堤防か如何に危急切迫に際しても、平然として相顧みず、緩急互に救援するか如き事殆んど無かりしと云ふ、

明治廿二年湖北村の成立するや、町村制第六十五條第七十四條の規定により、常設土木委員七名を設けしかは、該委員をして各區長を補佐して、水防

事務に當らしめ、一般管理權は村長に在るか如くなれ共、所謂重立者と唱ふる區内の有力者等、専ら區長を補佐して慣例を踏襲する事、江戸幕府時代と異なる處なく、隨つて水防費の割賦法も亦區々にして、未だ嘗て聯絡統一ある水防專業なるものは非ざりしなり。

明治廿九年中峠岡發戸入合堤防續きなる、青山地先の堤防崩潰して、市領耕地は全部水腐に歸せり、而も大境堤防は幸ひにして災害を免れしも、幾んど危機一髪の間在りき、然るに翌四十年に至り、市領大境の兩堤共決潰して、本村北部の耕地全部を水腐せしむるの慘狀を呈せり。

爰に於てか本村は痛切に水防々禦に對する設備と聯絡統一の必要を感じ、四十年十月五日水利組合條例に依り、利根水害豫防組合の設置を申請するに至れり。

第三節 利根水害豫防組合

水害豫防統一の必要を認め、明治四十年十月五日、各關係町村と共に、左の事由を附して其の許可申請を爲せり。

本町村利根川沿岸の土地は、一朝洪水あるときは、堤塘を決潰し、或は流水漲溢の爲め、連年水害を蒙りつゝあり、之を要するに水防事務は、從來の慣例により、關係住民の協議を以て施行し來りたるも、主たる機關の設置あらざりしを以て、水防事務の統一を缺き、或は費用支辨に支障を來たし、水防上機敏圓活の行動を爲す事能はざるを以て、關係區域を劃して、水害豫防組合を設置し、水防事務を完全に施行すると共に、組合區域内の水防上に關し、必要と認むる場合に於て、組合費を以て、他の水防を目的とする事業に對し、寄附補助をなす等、専ら水害防禦を完全ならしめ、以て被害の輕減を圖らんとするに由る云々。

明治四十一年三月八日水利組合條例により、布佐町と組合規約の議定をなし、其の四月二十四日、我孫子町と同様の締結をなせり、而して四十一年五月十七日自村内中峠區、并に新木日秀古戸三區の水害豫防組合規約を定め、何れも其の筋の認可を得たり。(洪水防禦準備法組合議定書全規約書署す)

以上の方法によつて洪水に對する準備と、防禦の統一は稍完全に近しと雖

も而も利根川出水の猛威は年と共に甚しきを加ふるにも拘はらず、對岸茨城縣の堤防に比すれば、本郡の堤防は遙に遜色あるを以て、洪水至る毎に、同じく利根川沿岸に在り乍ら、水害は殆んど本郡にて專有するの觀あり。

若夫此の狀勢にて推移せんか、利根川沿岸にある本郡各町村の基礎を危ふするの恐れあるを以て、關係各町村長は之れを遺憾とし、從來施行せられつゝありし姑息なる部分的修繕工事の如きは、幾度之れを繰返すも到底水害防禦の目的に應ずる能はざるの實情を、當局に稟議陳情するに至れり。

爰に於てか縣當局も之れを諒とし、比較を對岸茨城縣の堤防に取り、根本的修築工事の施設を立案して縣會に提出し、其の賛成を得て、工事の實行に着手せるは明治四十一年八月なりとす。

依つて中峠組合は工事負擔額の財源に就き、四十一年八月二十一日を以て、左記地租制限外課税の申請をなすに至れり。

明治四十一年度に於て、縣費を以て施行する、河川堤防擴築改良工事費に對し、河川法第二十九條により、本組合負擔額、及び本年五月本縣令第三

十九號により、洪水防禦準備に關し、同第一條により、必要なる材料器具等、準備費として、合計金八百六十九圓四十一錢七厘を要するに至れり。然れ共本組合は、他に適當なる財源なければ、之れを地價割に求むるの外なく、則ち地租金一圓に付金二圓八十八錢、地租制限を超過する事金二圓六十六錢に有之、右は實に止むを得ざる賦課に付き、本組合に於て議決相成候條、明治四十一年度に限り、課税の儀御許可相成度、此段稟請候也。

新木古戸日秀利根川水害豫防組合も、亦前記中峠と同様、地價割に於て金千百九十二圓五十錢七厘の賦課を要するに至り、則ち地租金一圓に付金二圓七十錢、地租制限を超過する事金二圓三十錢に有之、實に止むを得ざる賦課に付き、明治四十一年度に限り、課税の儀御許可相成度候云々との申請をなせり。

以上の手續を経て、堤防修築工事に費せし經費を算すれば、本村の堤防のみに於ても、工費二千八百余圓の巨額に達せり。

如斯大規模の修繕工事は、實に前代未聞の壯舉にして、關係各町村は始め

て愁眉を開くに至れり。

然るに明治四十三年の洪水は、二ヶ年間に涉りて、官民の苦心經營に成れる堤防も、何等の價値なく、忽ちにして破壊し去られ、本村利根川方面の耕地は、全部浸水の厄に逢へり、幸ひにして木下堤防の無事なりし爲め、手賀沼に面せる耕地だけは水害を免るゝ事を得たり。

傳ふる所によれば、天明六年七月の大水には中峠區外谷津の最上部に在る上溜と稱する地点まで浸水せりと云ふ、去れと斯る大水は決して有り得べき者に非すとなし、之を信するもの無かりしに、當年の水先の正しく上溜まで達せるを見ては、何人も唯驚くの外なかりき。

蓋利根川沿岸の堤防は増水量十九尺以上を支ふるもの幾んど少なく、偶決潰の厄を免るゝものもあるも、九死に一生を得るの間に在る事は、水防當局者の擧示せる處なるに、四十三年の洪水は利根川鐵橋の下流に在る本村地先に於てさへ、最高二十五尺と云ふ空前の水量を示せしと云ふ。

(此の水量は中峠區上耕地先に於て計量せるものなり)

故に本郡各町村の堤防中、崩潰の厄を免れしもの僅かに二ヶ所を餘すのみとは、其の慘害程度の如何に大なるかを推知するに足れり、試みに手賀沼普通水利組合日記の一節を抄録すれば左の如し。

明治四十三年八月上旬より東南の風雨激甚にして十四日利根水量十七尺八寸、十六日午前二時十九尺三寸(最高)の大洪水となる、明治三年の大洪水には十六尺七寸、明治二十九年の洪水には十七尺九寸なるを以て、近年に〔著者云明治三年の洪水には利根川沿岸の堤防は概ね決潰して餘す處殆んど少なし布佐町堤防も崩潰し多数の人家流失して慘狀を極めたり〕なき大洪水なりとす。

此の洪水の結果は再び制限外課税を申請するの止むなきに至れり。

大正元年水防事業の一部改正となり、他町村との組合を除く外、自村内の豫防組合會を廢し、従前の洪水防禦法に基き役場の管掌に移し大正二年三月組合會を解散せり。

第六章 堤防の沿革

(一) 古土手

傳ふる所によれば本堤は今より七百三十五年前壽永三年、墾田の必要土地の理を利用して作成せる所謂掻き上げ堤なりとす、其の位置は古戸村地先字戸幡邊より、中峠村蓮田向道口間を経て、一直線に下根古屋に至りしもの、如し、現に戸幡より道口間に通せる六尺巾の官道は其の遺跡として傳ふる所、土俗之れを古土手と云ふ、則大境堤成るに及て廢堤となりし者なり。

今地形によりて之れを按するに、戸幡より蓮田向一帶の土地は、増水量約十尺余を支ふるに足る高地なれば、堤防としては適當の場所なるか如し、而も本堤の改築により、道口間廿余町の田畑は水防の道を失へるにより、本堤〔此の處を根押堀と云ふ〕字寺曾根より、俗に九平土手と稱する横堤を築立て、道口間の舊堤に接續して水防の用に供せり、之を道口間私堤とす、傳ふる處によれば九平土手とは、該堤築立の肝煎役菅井九兵衛の名に因みて此の稱ありと云ふ。

元祿五年の公書に、中利根川通堤外宇道口間御定免地作塙道長百五十八間、敷六間高九尺とありて、明かに舊堤の跡を認め居れり。

(二) 外谷津堤

本堤も亦古土手と全しく壽永三年の構築に係るものにして、本村最古の堤防なりと傳へらる、元祿五年及び寶曆四年の公文書によれば、堤長五十二間敷六間高九尺、垠樋長六間内法高一尺三寸横一尺八寸御入用とあるに徴すれば、寶曆年間(百七十一年前)には未だ市領堤の完全せざるか爲めならん、其の後市領堤完全するに及び、公邊の補助は廢されしも耕地の地勢上尙ほ且つ私堤として保存せり、則ち天明十年(百四十一年前)村方より其筋へ出せる請書に、外谷津堤自普請に御座候と記せるに見て明かなり。

(三) 大境堤

中峠大境耕地先に在るを以て此の稱あり、其の位置は中峠大坂下より、古戸日秀兩村の耕地を経て、新木區堂崎に至る現在の本堤なりとす。

其の構築年代は詳かならされ共、今より三百廿年前文祿四年奉行荒瀬彦兵衛石川佐治衛門なるもの、利根川堤古戸村より下五ヶ村に至る、一萬八千三百廿九間總計八里十七町高一丈五尺乃至二丈敷十五間或は十六七間馬踏三五間

築立つとあり。(香取新誌)是れぞ官給を以て堤防構築に着手せし始めなるべし。

徳川氏の元祿五年の公書には、堤防高一丈二尺敷十二間馬踏九尺、垠樋長十二間内法高三尺五寸巾三尺とありて、文祿の設計とは稍懸隔あるか如くなれ共、惟ふに其の設計なるものは當時に在りて其の目的の大体を示せるに過ぎざるなるべし。

何となれば頻年嵩置添附等の修繕工事を加へ來りし本堤の現状を見るに、二百卅年前示されたる設計と大差なきに徴して知る事を得べし、

利根治水論考に公料私料を問はず、利根小貝川筋の用惡水組合や、水普請組合が極つたのは、恐らく寛文延寶中であらう。

關八州の郡代たる伊奈家は熊藏半十郎半左衛門の三氏が成績を遺しました。八代將軍吉宗は、産業を興し物資を豊にする事に大に注意しました、米穀を多く收むる事に心を用ゐた所謂米將軍のあだ名があつた、又治水にも心を用ゐられ、紀州の御國から井澤惣兵衛の如き川普請の巧者を召し寄せて、御勘定所の吟味役とせられた、是まで伊奈郡代の手に收められし八洲の川普請

を、皆御勘定所で直轄にする事になった。

實暦の治水方針は明治の近年まで、一百五十年の金科玉條である、前後二百五十年は伊奈氏の治水方針を墨守した。云々

元祿の法度に準據せる本村の堤防も、亦伊奈氏の設計に基き、寛文時代より寶暦年中の間に於て漸く完成を見るに至れるは、以上の事實によつて明らかなり、而も本村各地先の受持堤防を區分すれば左の如し。

布佐境より古戸境まで四百四十間 依田源次郎知行所新木村持

新木境より垠樋まで二百間 川口久助知行所古戸村

垠樋一ヶ所 中村宇一知行所古戸村持

垠樋より中峠境まで九十間 川口久助知行所古戸村持

古戸境より大坂下まで九百廿二間 中峠村持

中峠境より中峠高根山際まで三百二間 古戸村持内堤

以上の丈量區分は、實暦二酉年にして、垠樋は中村宇一知行所とあれば、最初の垠樋は現在の位置、根株より下手、日秀地先に在りし事を知るべし。

耕地先を限り各自支配し來れる堤防、及び垠樋は如何なる形式により修復し來りしやは、左の公文によつて知る事を得べし。

天明七未年十一月二十五日、名主太兵衛宅火災に罹り、古記録全部焼失に付、申傳へにて寛政九巳年高百石に付村役五十人、其の餘は御扶持米被下置候云々。

此の公文書は、天保十年二月中峠村役人より、其の筋へ出せるものにして、其の堤防工事豫算の一節を抽出して參考に供すべし。

榎押掘堤切所長六十二間并修繕箇所九ヶ處

右工費永九貫九百十六文

人足五千八百八十人五分

此賃米九十九石九斗六升八合五勺

此永六百九十九貫八十文四分

但し布川村午十月中旬下米直段一兩に付二斗四升三合

合金七百八兩三分永百四十六文四分

安政五丙午年一月

五十
御入用

大境塚樋内法高二尺五寸横三尺

本塚樋は寛政六寅年の改築にして享和元酉年二月改築を願出しものにして其の見積合金十五兩三分永二十六文五分 御入用

外

松九太十二本 人足百八十八人四分 明俵七十二俵

繩二十四房 水替桶一ツ

村 役

右之通り相違無之間爲後證與印せしむる者也

享保二戊年二月

萩原彌五郎役所

(四) 市 領 堤

中峠耕地市領に在るを以て此の稱あり、傳ふる所によれば往昔市領は市部村所有耕地なりしか、徳川時代の利根川航運の課役は、其の地先の村々に課するものなれば、戸数の少なき市部村にては、比較的課役多くして、到底其の負荷に耐へざるにより、金壹兩を附して組合耕地たる中峠村に譲與せるも

のなれば、爾來此の處を壹兩耕地と呼びしと云ふ、而して其堤外に在りし水神社のみは、市部村所有として祭られ居りしか、近年は自村内に移し祭事を行へつゝあり、古は少しく持て餘したる地所は、酒又は金杯を添へて、他人へ進呈せる事は珍しからざる事柄にして、今日より之れを見れば、殆んど信せられざる底の事なれ共、質朴なる昔時人民は、尋常茶飯事として之れを行へし例證は數多之れありしと云ふ、故に壹兩金に因みて字壹兩と呼びしとは事實然りしならんと思はる。(后市領
と書けり)

市領堤長六百七十八間、内二百四十一間中峠村持、内四百卅七間岡發戸村持、水防人數は間數に應ずる事、塚樋は一ヶ所にして共同經營の事、組合高九百四十石八斗五合、入合堤敷の儀は中峠村分兩村組合云々。(元祿五年
の公文書)

安政五丙午年市領堤修築工費豫算

人足千三百六十九分 土取三町一坪七人

内四百七十八百石五十人 百姓 役

四百七十八人 全斷 扶持米人足

此米三石五斗二升五合

代永廿四貫六百五十三文三分

但し布川村當年十月中旬下米値段一兩に付二斗四升三合

三百六十六人九分

賃米人足

此米六石二斗三升七合三勺

代永四十三貫六百七十七文五分

御入用

外に

人足四百七十人

百姓役

(五) 古戸村内堤

本堤は大境堤構築成るに及び、中峠耕地より侵入する悪水防禦の爲め築立てし者なりしと云ふ。

寶永二酉年新木村堤四百間餘川口久助知行、古戸村堤長六百間餘、扒樋一ヶ所、阿部伊勢守築立て、其の外三尺上置等御救御普請被仰附候云々。

以上の公文によれば古戸村内堤は、寶永二年即ち約二百十五年前築造せる

事を知るべし、而して其の外三尺上置とあるは、新木古戸の外堤全体を差すものなるべし、其の後寶曆七年に至り。(百七十餘年前)

古戸村堤長五百七十五間、内三十間切所長戸呂、新木村堤長四百四十間、

都合千〇十五間残らず、平均高三尺嵩置被仰附候云々とは公文書の示す處

なり

傳ふる處に依れば此の利根川縁堤防三尺嵩置工事は仙台侯の御手傳普請なりしと云ふ。

明治三年の洪水にも長戸呂決潰せるか、當時尙ほ御用普請たりしなり、本堤支給の廢されしは明治十三年以後なりしと云ふ。

爾來古戸村は之れを私堤として保管し居れるも、世人は之を目して馬鹿土手と云ふ、蓋無用の長物を意味するなるべし、然れ共古戸村耕地自然の地形は、遂に此の馬鹿土手の撤廢を許さず、依然として古戸新木の兩耕地には必要の堤防として認められつゝあり。

(六) 常敷堤防

本堤は昔時手賀沼縁に於ける耕地防禦の堤防なりとす。

手賀沼は常陸川の一大水脈、即ち現今の利根川と何等の障壁なく、河水船舶自由に流通せるより、常陸川の出水は忽ち手賀沼へ逆流氾濫せるを以て、沿岸村落は本堤を設けて、耕地の水腐を防ぎつゝありしか、享保十一年井澤彌惣兵衛建議して、印旛郡木下に閘門を設け、利根川の逆流を遏めしより、以來常敷堤防は遂に廢堤となりしも、其の遺跡は今尙ほ本村にも存在せる處少なからず。

(七) 高田堤 (即ち千間土手)

享保十三年高田友清官に請ひ私財を捨て、開發田土二百町を獲、幕吏井澤爲永督役す。(大日本地名辭書)

享保十三年吾とほつおやの友清の翁、いさをしき心をおこし、千万金をすて、堤を築成れしゆゑに、二萬石あまりの新田ひらけしといふ、その堤を今も高田堤とよへりとなむ (相馬日記)

つきなせし手賀沼堤つゝむとも

いさほ高田の名をやかくるゝ 與清

高田堤とは今より百九十餘年前享保十三年、治水の能吏井澤彌惣兵衛役を督し、沖田村地先より手賀沼を横斷し、手賀村布瀬明神下に至る新切堤を云ふなり、長さ千間ある以て土俗千間土手と云ふ。

此の堤は沖田村地内五百間、布瀬村地内五百間、平均敷十間高九尺にして、沖田村自普請所土橋長十三間餘、横一丈一尺一ヶ所、堤悪水堀等は御普請所なりとす、此の横斷千間堤を築立てしより、始めて上沼下沼の稱あり。

元文三年(百八十餘年前)千間堤沖田新田長二十間、布瀬下長十六間決潰せしより、全四未年より辰年まで十ヶ年季にて、宇熱田山下より、私領大森竹袋平岡下まで、新堀自普請を年々取箇四分米手當にて、沼附村々へ請負はせしも、遂に成就せすして止む。

(八) 内務省新堤

明治四十二年内務省第二期河川改修工事に着手するや、布佐町高台より、

本村字戸幡連田向等に在る古土手の内側を経て、道口間の私堤に添ひ、茨城縣北相馬郡井野村小堀の耕地を劃して、我孫子町青山地先鐵橋の袂に至り、利根川を横斷せる新堤を構築せり、而して新堤完成の曉には、現在の大境市領の両堤は全部廢堤に歸せる者なるか故、爰に再ひ水防水利に一紀元を劃するに至れるものとす。

第七章 用 惡 水

本村耕地の大部分は谷津田なれば、溝渠池沼等の設けあるなく。又利根川手賀沼を南北に控ふるも、固より用水灌漑の便に供する能はず、故に各耕地に於て稻作刈取後は、耕地の状況により、溜水と稱して、一ヶ所若くは數ヶ所に、古來不文の憲法を以て指定されたる耕地の堤を堰止めて水を滯留し置き、植附け時の用水に供し來れり。

江戸幕府時代には、各村共名主より月番組頭に命じて、嚴重に之れを管理せしめ、相當の時期に達するまで、此の溜水を切り流し、若くは私用に供する事を許さず、村民亦能く其の節度に服従して、敢て違背するものなかりし

と云ふ、偶其の禁を犯すものある時は、之れを名主役場に呼び寄せ、嚴重なる制裁を加ふるを常とせり。

湖北村成立後は、各區の區長専ら之れか監督の任に當りつゝある事、尙ほ徳川時代に於けるか如し。

天水場に於ける溜水用水制度なるものは、所謂各區の耕地に於ける自治制度なれば、村役場に於ては、徳川時代の如く、之れに容喙干渉するの權利を有せず。故に祖先の遺風を尊重して、耕地の安寧を保持するは、一に區民の徳義に委任するより外道なきものとす。

第八章 道 路 橋 梁

本村を縦貫せる舊佐竹街道は、明治四十二年縣道に編入せらる、大正七年に至り、手賀沼千間堤より縣道へ出づる接續里道は、樞要里道に編入せられたり、又本村は地勢上橋梁を架設する程の川流なし、唯耕地より耕地へ通ふ惡水落しに過ぎず、此の落し堀へ阿曾吉右工門なるもの經費百數十圓を投し、巾三尺丈五尺餘の筑波石十八枚を購ひ來り、明治二十四年古戸區作場道の

尤も樞要なる字天神下、外八ヶ所へ架設せるにより、藤島千葉縣知事は其の年十月六日木杯一組を下賜して之れを表賞せり。

橋梁架設後幾年ならず、老人は七十四歳の高齡を保ちて此の世を去れるも、其の寄特なる行爲は、永く土地の人の記憶に残りて、石橋と共に朽ちざるべし。

第九章 郷土誌

第一節 沿革總説

當村創始の起原沿革に就ては、今其の詳かなるを知る能はされ共、明神山の貝塚、其の他の場所より屢發見せらるゝ石鏃石器、或は巧妙なる曲線を以て種々の紋様を畫ける土器の破片等により、本村地方は大古既に石器時代人種の棲住せしを知るに足れり、此の人種に就ては諸學者説を同しくせず、一説に依れば『コロロポツクグル』(轉して「コロロポツケル」と云ふ)
(小下人の意)なる矮小人種なりと云ひ、尙他の一説に従へは文化程度の極めて低き『アイヌ』人種の一様なり

と云ふ、彼等は貝類鳥獸を食し、農作を知らざる劣等人種にして、常陸風土記に食蜃人とあるは彼等を指せるものならんと云ふ。

以上に説何れを是なりとする能はざるも、吾大和民族の大和に國を建つるや、其の東國に稍進歩せる『アイヌ』人種の跋扈せしは明なり、彼等は大和民族に接觸し、一部は混血せるものならんも、大部分は次第に北方に壓迫せられ、遂に本土より其の跡を絶つに至れるなり。

下總舊事考に、下利根川大古相馬郡立木より以東、總常の山脉を以て岸となし、渺々たる一碧、固より村落なし、況んや田疇おやと説けるか如く、大古本村地方は、海水潮流して、現今の利根川手賀沼の水面より、通常約十五六尺餘の水嵩を有し、(第一卷第二節 參照)全く半島の形狀を爲せるは、沿岸谷津田の土壤及び、本郡各處に散在せる貝塚の位置に依つて明らかなり、而して此の半島の地を開拓せし、吾大和民族の遺跡なるべしと推定せらるゝは、本村内各處に築造しある幾多の古墳廢塚なりとす。

然れ共是等の古墳か、何人を葬りしものなるや否は、史乘の徵すべきもの

なきを以て、知る能はされ共、必ずや相當の地位官職を有せしもの、遺骸たる事は、殆んど疑ふの餘地なし。

抑も上代の遺跡として主要なるものは、古墳横穴、及び彌生式土器發見地の三なりと云ふ、而して關東の地は、九州北部近畿地方と共に、古墳の群集するを以て名あり、特に房總は經津主命建比良鳥命、東征の根據地にして、天富命の殖民せられし最初の地なれば、即ち上代に於ては吾大和民族發展の策源地なりしを以て、疾く豪族の據る所となり、住民群居し、從つて墳墓築造の事盛なりしに基くものなるへし。

蓋古墳は、分布の範圍極めて廣く、其の數夥しきのみならず、之れより發見する遺物亦多く、遺跡中の主要なるものに屬せり、而して其の分布の大勢を見るに石器時代の遺跡と同しく、安房南端の地より、東北に亘り、夷隅長生山武匝瑳海上の外洋に面せる諸郡は、其の數甚た乏しきに關はらず、東京灣に濱せる、君津市原千葉の三郡と、利根川の流域に沿へる香取印旛東葛飾の三郡に於て、其の數頗る夥しきものあり、特に舊南相馬に於て最も多し、

從つて上古吾か民族の繁榮せしは、手賀沼に沿へる地方なる事を知るに足れり、更に本村内の古墳廢塚に次で、最も古き歴史を有すと傳へらるゝは、中相馬七ヶ村の總鎮守中峠區の天照神社なりとす、同社は景行天皇の四十年、日本武尊東征の記念として、葛飾野の開拓に従事せる住民等、産土として勸請せるものなりしと云ふ。

或は傳ふ同社は景行天皇東國へ行幸の折葛飾野に狩獵し給へる御遺跡を祀れるものなりと、其の眞否何れに在りや詳かならされ共、日本武尊葛飾野を通過せる事史乘に不明なれば、後說事實に近きか如し。

抑も葛飾野當時に於ける、本村各部落の跡を按するに、住民は何れも水邊を利用して、各地に離散分處せるもの、如く、南は丹後殿山島原東原將門神社附近を始めとし、手賀沼に溢める地域に居住せる其の遺跡には、古井あり、神社佛閣の遺跡あり、御屋敷と稱する空壕の跡ありて、轉た當年の状態を髮髻せしむるものあり。

若夫北の方、利根川へ接せる地域に至りては、市部村境赤坂近傍より、卵

塔坂寺曾根錢呷高根古房五郎地等は、何れも其の遺跡の重なる處にして、是等の地点よりは多數の人骨、又は刀劔勾玉等を出せる事あり。

如斯状態に在りし本村當時の主權者は、今明かならされ共、傳ふる處に依れば天慶の亂には芝原村高根に河村源吾右衛門なるものあり、砦を外谷津臺(今の城山)に築きて將門の旗下に屬し、尋て葛飾郡中山村の守備に任せしと云ふ、蓋將門の亡後本村地方は千葉氏の有に屬せしか如し。

千葉氏は元平氏にして將門と同族なり、上總介高望王より出つ、常長の世に至り、千葉に住し初めて千葉氏を唱ふ、下總權介常重の世に至り、大治五年本村地方所謂布施郷は、伊勢神宮御厨領に寄進せられたり、之れより先本村地方の長く千葉氏の領有たりしは、寄進文の末節右件地經繫之相傳私地也云々に依りて明なるべし。

天養二年(大治五年後二十年)源義朝の御厨田寄進文に依るに、既に本村は其の中に包含せられざるを以て、當時再び千葉氏の領有に復歸せるならん。

鎌倉時代の本村は、風早莊風早四郎胤康の(千葉氏一族)支配に屬し、風早の郷と

稱せらる、蓋當時の風早莊は本郡及び葛西郡に跨り舊百十餘ヶ村の地なり、而して風早郷の區域を按するに、今の明村松戸町土村小金町馬橋村八柱村地方なりと云ふ、然れ共本村法岩院及び北相馬郡取手町長禪寺境内等に、風早の郷云々と鐫刻せる古碑の建設しあるに依つて考ふれば、風早郷は本村及び利根川北岸の一部をも包含せる者の如し。

永正年間に至り、土豪芝原某なるものあり、芝原村外谷津台の古城址に割據し、一時中相馬を支配せし事ありと傳へられるも、其の眞偽詳かならず、去れと戰亂の當年に在りては、必しも其の事實なしと云ふへからず。

永正年間より十又餘年を経て天文十年に至り、千葉氏の支族河村出羽守勝融なるものあり、外谷津台の城池を修め、芝原城を改めて中峠城と命名し、

中相馬諸邑を領有するに當り、其の領域を中峠の郷と云ふ。(中野博士云天正元年芝原城主河村山城守とあり芝原城と云ひしは古くよりあしか如し。)

中野博士云豊島原等歴々たる系譜、を有するも河村氏の系圖明らかならず多分名族にあらざるならん當時由緒を重したるものなれば千葉氏と何等かの關係を有せるならん。

中峠城の領域は今明らかならされ共、嘗て一萬貫の土地を有すと傳へられ、

檢地の實高を按ずるに甲斐國名勝志に天正年中毛利氏檢地の頃まで一步を一文として一畝を三十文とし一反を三百文とし一町を三貫文とす云々とあれは一萬貫の采邑は約三千町歩に相當し中相馬の面積より見て頗る疑はしきものあれ共休面を重ざる當時に在りては誇大に言ひしものならん。

且つ往昔下ヶ戸村をも中相馬七ヶ村に加へし事あるに依つて考ふれば、中峠郷は現今の湖北村より下ヶ戸村邊までを含有せるものならん。舊記には中峠郷江尻村と記せるものあり、又岡發戸村は郡部村より分村せるものなりしと云ふ、下總舊事考に、意部莊と云ふあり、是は一部の訛にして、今村名郡部俗に伊知不と云ふとあり、如斯幾多の分合を経て、中相馬七ヶ村なる名稱の全く確定せるは徳川時代の中世なるへし。

中峠城主河村出羽守は、宗家千葉氏の餘威に藉り、是等の貫祿を擁し、且つ相當の兵力を養ひ、柴崎城主荒木三河守、布佐城主豊島肥前守、手賀城主原筑前守等と相連衡して北條氏政に當れり。

此の時に當り室町氏の政綱殆んど弛廢して、群雄至る處に割據し、戰鬪寧日なし、然るに河村出羽守は攻防征戰の間に在りて、雪田眞良和尚の地藏ヶ谷津の庵室に參し、法岩院を創建し悠々として天年を送れる高雅襟懷を推測す

れは又以て尋常一樣の武辨ならざるを知るに足れり。(法岩院由緒參照) 其の二

代を修理之亮と云ふ、永祿七年正月(三百五十餘年前)後國府台の役(前國府台の役は天

河公方晴氏と小弓御所義明との戰爭にして義明勇を特て大數戰死せり)北條氏政に屬し里見義弘と戰ふて陣没し。三代

山城守は天正元年五月(三百五十餘年前)柴崎城主荒木三河守横須賀の城主豊島半之允

(豊島半之允は當時布佐城にあり)等と、根戸林に於て北條氏堯と戦ひ、山角下野の放ちし遠

矢に掛りて戰死せり。而して豊島半之允も亦討死せるを以て、荒木三河守等力

屈して皆氏堯に降る。氏堯則ち進て大山に(今の青山を云ふ)陣し、足高の城主岡見

中務少輔を攻めんと欲し、利根川を狹て滯陣翌年二月に至る。(天正二年の役成

に來り出羽守の策謀を助けし事寫本東職記に見えたり)

天正二年春岡見入道同中務、其の他附近の諸城主皆風を望て北條氏の麾下

に伏し。芝原城主河村出羽守(四代目)も亦其の麾下に參し以て天正十八年に至

れるも、出羽守は其の後北條氏の命に依り、或は忍城主成田下總守に組し、

或は足高の城主岡見入道に従ひ、數次其の舊主に當る千葉家を攻略し。天正

七年遂に岡見家の名將栗林義長に従つて、佐倉に千葉國胤を降伏せしめたり

如何に戦國の習とは云へ戦敗者の末路同情に値するものあり。(中野博士云四代目出羽守は父祖の遺業に背き其の宗家千葉氏と歴戦へり少豪族の苦衷察すべし、千葉氏當時佐倉に在城せり) 又云千葉氏の復讐戦あり手賀の合戦之れなり事東戦記に明かなり

天正十八年豊臣徳川同盟軍の小田原を征するや、豊公は徳川公の建策に基き、先づ枝城を抜き、主城を孤立せしむべきの計をなせるか如し。北條五代記扱關八州にたてこもる城々には——高野台鳥手・關宿小金布川米本助崎孫子・印西佐倉臼井——、此外城々其の數をしらず、寄手には石田治部少輔大將にて、北國の出勢出羽奥州伊達次郎政宗佐竹太郎義宣都合十萬餘騎、軍勢雲霞の如く馳せ來る、關八州に入亂れ、民屋に放火し、城々にて責たゝかひ、あめき叫ぶ聲鉄砲の鳴音天地しんどうし、城籠者は焦熱、大焦熱のほのぼにむせふらんとぞ覺ゆる云々。去れば鳥手城(芝原城)に於ても合戦ありしは明かにして、城主出羽守は小田原に籠城し、芝原城には一族城代の防禦戦を行へるものならん。

下總舊事考の所説によれば、北條五代記取手(一に鳥手に作る)古城址中峠村に在り。按するに取手中峠一村に非らず、且つ利根川を隔つ、然れ共城址屹然微

すへし、則當時の所謂取手とは中峠を謂ふ必せり、諸國廢城考云、天正十八年小田原の役中峠城陥る、城主未だ考すとあり。

天理教會雜誌道の友に、北相馬郡河原代村川村辨左工門家の系譜なりとして記載する處によれば、下總國相馬郡中峠城主初代河村出羽守勝融、二代主膳正山城守、三代源兵衛尉勝宗、四代伊豫亮勝秀とあり。而して文政十年の撰文に係る其の抜文に、干時川村氏代々自出羽守勝融公、北總相馬郡中峠邑居城焉、世々有家系譜、其嫡主膳正勝政公戦死、又其嫡源兵衛尉勝宗依干父之戦死、漸々衰、至干其子伊豫亮勝秀公、慶長十己巳年降而居住干民間河原代家族繁榮至干今二百二十有三年云々とあれ共、主膳正山城守を河村出羽守の二代と明記せるは其の由來する處を詳にせさるも、既に山城守か第二世芝原城主に非ざる事は古記録の示す處なりとす。而して第四世伊豫亮勝秀慶長十年に至り芝原城を退き、河原代村に閑居せるか如くなれ共、芝原城の没落か天正十八年小田原の役、即ち慶長十年より十五年前に在る事は是又古記録の証明する處なれば、道の友記載川村家の系譜に就ては、古記録と相背馳す

る處少なからざるを以て、本村誌は之れを採用せざるものとす。本村口碑の傳ふる處によれば初代出羽守の次男に勇治なるものあり偶父出羽守の勘氣を蒙り、出て、河原代村に住居せる事あるを以て、川村家は蓋其の後裔なるへと云ふ。之れ素より傳説に過ぎされは、果して然るや否を詳にせずと雖も兎に角出羽守血族の或者か、河原代村に残存せる事は、稍信するに足れるか如し。中野博士云本事蹟は尙一層研究せば歴史的論文を構成するに足ると思惟す此の事に就て予は何れ機を見て文科大學の諸先生に見え文書の詮選を乞はん

又伊藤省三氏著、利根勝地案内記に、芝原城址は西南の方中峙と云ふ處にあり、河村山城なるもの城主たり、北條氏に屬し天正十八年豊臣秀吉の軍に攻められ鴻の台に通れ、中山村法華經寺に入りて自殺したるを以て、爾來荒廢に歸したりと云ふ云々とあれ共。天正十八年の役芝原城主か山城守に非ざる事は古記録に詳かなれば、著者の不穿鑿は明らかなりとす。本村古老の傳ふる處によれば、天正十八年小田原の役城主河村出羽守は、其の徵發に應し國府台に出陳し、戦ひ敗れて中山村に走り遂に自盡せり、其の遺址法華寺奥の院境内に在りと云ふ。中野博士云戰略として鴻の台の出陳は疑ふべき餘地あり當主は多分附近の城主と共に小田原圍城をなせるものならん 徳川

時代には嘗て出羽守の家臣たりしと稱せらるゝ川村沖右工門家にては、密に展墓に行きし事屢ありしと傳ふるを以て、余嘗て法華經寺に至り之れを質せしに、同寺の歴史には出羽守の事跡に就て、何等傳ふるものなしと言明せり、依て中山村役場に照會し其の探索を依頼せしに、是亦其の事實を否認し來れり、然れ共利根勝地案内記及び本村に傳ふる處の口碑とを参照するに。出羽守の遺跡か法華經寺奥の院に在りしを、時人徳川氏を憚り自然廢墟湮滅に歸せしめ遂に後人をてし之れを尋ぬるに由なからしめし者ならんか、否らされは永祿六年國府台の役、里見義弘の部將正木時綱の爲めに討たれし、河村修理之亮の遺骸を中山村に收容せしを、後世出羽守の墳墓として誤り傳へしものなるやも亦知るへからず、中野博士云小生も亦然か思ひ居れり 今其の何れに在るやは文献の徵すへきものなきを以て、斷言する能はずと雖も、本村民か舊領主に對する追憶と、口碑傳説とに依れば、中山村に芝原城主の遺跡か存在するの事實を認むるに足れり。芝原村高根に住居せし郷士河村源吾右衛門森田右京大夫等、天慶中平將門の爲に中山村の守備に任せし事ありと傳へらるゝ事實に徵するも、本

村と中山村とは深き縁因を有するものゝ如し。

芝原城主の遺物として、現今中峠區及び川村沖右衛門家に傳ふる處のもの左の如し。(寫眞)
(參照)

- (一) 位牌三基 初代出羽守、二代修理之亮、三代山城守の三体なりしと云ふ、文字磨滅不明なるも、古色蒼然たるものあれば蓋實物なるべし。
- (二) 小兒の位牌三基 姓氏不明
- (三) 軍刀一振 刀身二尺六寸無銘

以上 川村家所有

- (四) 圓形掛佛 重量一貫八百目

中峠區有品

此の圓形掛佛は、正面に三体の佛像を現はし、下方へ波狀を描寫せるものにして、陰曆七月廿三日十一月廿三日の兩夜に限り、日の將に水平線上より離れんする瞬間、三体の佛像赫灼として月光に反映するを常とせり、偶人の之を拜するものあれば、福祿を享受する象徴なりとの最も古き迷信的傳説

に基き鑄造せるものなりしと云ふ。聞く處によれば凡て掛け佛なるものは古き時代の作にして、中世後の寺院等には餘り傳はらざりしと云へは(寫眞)本掛佛は珍重すべきものなるべし。

以上の遺物によつて考ふるに、天正十八年小田原の役城主出羽守の戦死と共に城亦陥り、家臣等皆流離顛沛の境遇に沈淪せるか爲め、遂に四代出羽守の位牌なるものか世に傳はらざりし所以なるべし。

芝原城址外郭の中央に庚申塚あり、當年城を枕にして斃れし守城の將卒を合葬せる處なりしと云ふ。庚申塚より東數歩にして、古の刑場と傳へらるゝ地域あり、此の處より刀身の折れたるもの、或は鎧の破片に類せるもの、又は矢鏃杯の鏑朽ちたるものを出せる事往々之あり、内に約十坪大の凹字形の小高き處あり、之を發掘すれば累々として人骨の出つるを見る、之れ則ち死刑者の遺骨なや、或は當城陥落の際戦死せる勇士を葬むりしものなるや、今明かならされ共、前後の狀況より推測するに、戦死者の英靈か本塚中にも眠れるものあるか如し。

世に傳ふ出羽守の家臣に林伊賀守なるものあり、後剃髮して順道と云ふ、芝原城没落後主君妻子の先途を見届け従士三十二人と共に自盡せり。則ち黒古臺の支城に隣れる下根古屋順道塚は其の遺跡なりと云ふ。蓋伊賀守なるものは出羽守の城代なるべし。順道塚の碑に云く、

三風火水地心翁順道禪定門 吳位

寛文十三癸酉四月七日建之 施主敬白

高二尺五寸横一尺五寸の小碑にして何人の建立なるや詳かならされ共、氏名なきを見れば有縁のもの、建碑に非ず、何れは慈善家の密に寄進せるものなるべし。口碑の傳ふる處によれば古より人の此の塚に登るものあれば必ず祟りありと云ふ、之れ此の建碑ありし所以ならん。古は素焼の五輪塔ありし者と見え塔蓋一個角台一個塚上に埋もれありしを發見せり。(寫眞 参照)

是れより先き、陸常國久慈郡大田山の城主佐竹義重勢ひ漸く強大となり。天正十六年水戸但馬守重通を亡して水戸に出て、子義宣をして水戸城に居らしむ、義宣豊臣秀吉より八十万石を賜はり、天下六大將の一人と呼はるゝに

至るや。下總一圓も亦其の領有に歸せるを以て、中相馬を通せる鎌倉街道を改廢して佐竹街道を開き、一里塚を築きて往來に便せり、之れを本村現在の縣道とす。

鎌倉街道とは中峠區二本榎八幡神社の南方に在り。康平年間八幡太郎義家奥州征伐の折通過せしと傳ひらるゝ舊道にして、當時之れを奥州街道と云ふ。鎌倉時代に及て鎌倉街道と稱し、幕府へ參覲する諸士の往復も漸く頻繁を極め、旅客の往來も賑はへるものゝ如し。然るに時世の變遷に伴ひ此の歴史的色彩を帯へる舊道も何つか廢れて、今は唯土人の口碑に残れるのみ。其の遺跡を尋ね舊時の面影を偲んと欲するも亦得へからず。

而して鎌倉街道以來次第に發達を遂げ來りし本村も、爾來幾多の變遷を経て、天正十八年に至り、小田原に入城せし領主出羽守の没落するに逢ふや。其の年十二月徳川家康其の子五郎信吉を小金三万石に封し、以て北條氏の餘黨を鎮壓せしむ。而して本村も亦一時其の領域に在りし事は舊記に明かなり。文祿元年三月信吉を佐倉に移し十万石を食ましむ、本村は爰に始めて徳川

幕府の公料地となり、代官支配に属せり。

慶長七年信吉水戸に移封せらるゝに及び、中相馬を通せる舊佐竹街道を水戸道中となし、中峠村を以て繼立問屋場とせる事佐竹時代に於けるか如し。

慶長九年二月織田氏の故法に依り、道程を定め埃樹を置き、卅六町を以て一里と爲す。本村中峠區一里塚の埃樹親子榎は其の遺物にして著明の奇木なり。

親子榎とは新芽の出つるまで枯葉の落らざるを以て此の稱あり。(小川芋錢圖傳 筆 寫眞參照) 布佐に至る其の村にて臺と云ふ處あり、是れぞ古の郷にて、今の村ば漁村なりしと云ふ。處々に御林あり、尙ほ行けば左に一里塚あり、佐竹家にて水戸を領せし時の驛路の準にて、之れより龍ヶ崎に行きしと云ふ。(利根川圖誌 手賀沼記行)

以上の記述に依れば徳川氏入國以前に於て、佐竹街道には既に一里塚の設けありしかば、之れに埃樹として榎を植附けしものならん。

寛政七年三月五日(約百二十年前)徳川十一代將軍家齊、小金野中之牧に於て鹿狩の舉あり、當時尙ほ此邊の山林には猪鹿の類多く棲息して農作物の害を爲すに より、是等の被害を除くと同時に、演武の意味をも兼ね、猪鹿を小金野中之

牧へ追詰めて狩り盡すに在る事は、當時の御觸書に依つて明かなりとす。而して其の御觸書にして本村に關するものを抄記すれば左の如し。

- 一人足 四人 神田 新田
- 一人足 三十三人 新木村

來春小金原御鹿狩勢子人足割、村限出人足別紙帳面の通り候條、老人小供病人等相除き、兼て小前の内へ觸當置き、御時節に至り、觸當次第差支無之様取斗ひ可置、尤も人足詰當の儀は、追て觸當候條可得其意候、此の觸書帳面に令請印晝夜に不限、刻附けを以て相廻し、留村より我等共役所へ可相返者也。

寛政七寅十二月

竹 三右衛門印
三 太忠印

卯正月七日九ツ時拜見仕候

右村名主年番百姓代

下總國相馬郡村數

百六十箇村餘

飛脚貫一ヶ村四文宛

追て此の圖書別紙村名の上へ村役人承知の致印形、刻限附けを以て早々願達致し、留村より丹後
役所へ可相返候以上。

來る三月五日下午總國小金原於中之牧

御鹿狩

御成御沙汰に付き、先達て相觸候趣を以て、來る三月二日まで、東の方は佐倉城下鹿島川縁にて
南の方は六方野縁まで北の方は利根川縁まで、追詰めて踏留居り、役人差圖可相待候、最も雨天
等にて、

御成相延候事も難斗、左様の節は右踏留の場所進退不相成候間、兼て其の段相心得夫食差支無様
餘慶に心掛け可罷出候、如斯申觸候上にも、夫食の手當少なく、饑饉に及び候共、一己の不覺悟
より起り候事に付き、不及沙汰間其の旨可存者也。

寛政七卯正月二十五日

丹後印 下總國相馬郡沖田村より大柏村まで

右御觸書の趣委細奉長候以上

寛政七卯正月

下總國相馬郡沖田村

差上申御請一札の事

一來る五日爲御鹿狩 御成に付き佐の通り火の元大切に可仕事

一 亂心者有之候は、番人附置き外へ不出様急度可申附事

一 野留人留置敷可申附事

一 万一出火其の外相替り候義も候は我孫子村我等旅宿へ以書附可相届候事

一 居村附の横道小路農業路等に至るまで明三日未明より繩張致し村役人附居決て人馬不出様可仕事

一 川附村々は船筏等此方河岸へ置き一切渡船致間敷事

右の趣き明三日未明より村々小前の百姓共まで不殘様急度可申附此廻狀披見の上承知の旨村名下へ
致下札名主役人致印形、留村より我等旅宿へ可相返候以上

寛政七年三月二日

御目附在方出張

栗山政五郎印

神田村

新木村

中峠村

外取手にて八ヶ村

寛政七年三月小金野中之牧に於ける鹿狩後六十餘年を経、嘉永二年に至り、
將軍家慶又小金野に鹿狩を舉行せるも、最早此の地方の山林には追出たすへ

き、猪鹿の棲息し居らざるを以て、遠く他の山林にて之を捕へ檻車にて送り來り、原中に放ちて卷狩せしと云ふ。然れ共當時の御觸書によれば、尙ほ此の地方にも、猪鹿の幾分棲息し居れるものゝ如し。即ち本村に關する御觸書なるもの左の如し。

一人足五百十二人 但し中峠字根古屋

一人足六百五十三人 但し古戸村字渡船場道

右は御成前々日曉七つ時、人足一人立に立ち、六ヶ所捕場所人足より、大室村字香取鎮守下へ捕人足と手を合せ置き、曉七つ半時古戸村字渡船場道捕所、并に四の手竹袋村捕所の方へ相圖鉄記打掛打合赤鷹を上げ候、布佐村古戸村兩村捕所人足斗り聲を立て竹具を吹き、手賀沼縁字沖田千間堤まで追上げ、明六つ時古戸村に捕人足の方よりは、同手へ、中峠村布佐村に捕候人足の方よりは、四の手布瀬村捕所へ相圖鉄記打掛合。赤鷹を上げ候はゞ、一連に聲を立て竹具を吹き

御場所の方へ一盡に追拂、同手人足へ順に手を合一四の手人足よりは手賀沼を見合、是又順に手を合、花野井村字花野井木戸より、根戸村字渡船場までの間に、白鷹を上げ候はゞ、踏留可申事

嘉永二酉二月

御鹿狩役所

此の觸書は當時の實狀を寫せるものにして鹿狩は六月十七日より七月四日

に涉り、其の夫役召集に應せし國郡は、武藏下總上總常陸の四ヶ國內十六郡にして、其の規模の宏大なる事寛政の比に非すと稱せらる、而して本郡は六月廿七日より廿八日に至る勤番夫役割にして、本村中峠に關する仕譯書は左の通り。

嘉永二酉三月十七日より小金野原御鹿狩に付き諸役酉六月廿八日御郡代屋敷より人足賃銀渡方納方

人足九十六人九分

永二貫四百二十二文五分

永二貫七百四十三文四分

此譯

人足百五十六人九分

内六十人

此米一石八斗 此永一貫九百五十四文一分

九十六人

此米七斗二升六合二勺 此永七百八十九文一分

永二貫七百四十三文四分

納 永

請取 永

御鹿狩御用高掛り人足仕禱高百石に付十七人掛り内正人馬勤七人掛り賃銀勤人足十人

一勢子勤日數に應し一日一人に付米一升

一賃銀勤人足全斷一人に付米七合五勺宛

一右御扶持米石代當春御張霞金卅八兩

一賃銀勤人足掛り上納永一人に付永二十五文宛

右之通相心得難き其餘の義は時々可相糺候事

嘉永二酉六月二十八日

御鹿狩役所

寛政嘉永兩度の御鹿狩以前、八代將軍吉宗享保十一丙午年三月廿六日(百九十三年前)

小金野に鹿狩の事あれ共、當時本村には如何なる關係ありしや、古記録の存在せるもの無きを以て詳かならされ共、夫役召集には必然應せしなるへし。

小金野牧場に分属せる本村は毎年定期の野馬取り夫役より、牧場の土手普請等の課役に服せし以外。御傳馬宿入用六尺給米御藏米入用川役永沼役永小物成等の取立てありて、當時の經濟狀態より考ふれば、今日の課税に比し決して輕しと云ふへからず。而して沼役永なるものは手賀沼縁に在る村方にのみ關する特種の課税なれば、爰に其の沿革の概要を記述すへし。

印旛郡相馬郡手賀沼は木下に閘門の設けなく、利根川流域の一分派に在りし時代の餘習として、閘門設置後も手賀沼船税は、二百六十年前寶永年代より小船運上川役永の名目にて課せられ、領主代官等は凡て川船方の見分を受くるの例なりしか、百七十餘年前寛保三亥年、魚鳥獵藻草船稼運上とも相含み沼役永と名目を改め、船一艘に付永三十文宛課税する事となり、始めて代官所の支配に屬せり。

百十餘年前文化十三年御藥園澁江長伯なるもの、沼内藥草植附けの出願を爲せしに、沿岸村々より苦情を訴へしかは、藥草栽培は中止となりたれ共、翌十四丑年より寛保度規定の永辻に一割二分乃至一割を増し、私領は領主地頭へ上納する事となれり、而して御料の分は船一艘に付き丁錢百五十文にして、沼役永藻草錢は凡て免税せられたり。

印旛郡發作新田に限り、二百三十年前延寶度より新規船運上の名目にて船一艘に付き永十七文宛納め來りしか、寛保度の規定に基き沼役永と名目を改め永十三文を増し永三十文となり。文化十四年に至り又一割二分を増加せ

られたり。

相馬郡泉村外一ヶ村は、前々より藻草錢の名目にて船一艘に付き永三十文つゝ納め來りしか、文化十四年より一割増となれり。

以上は江戸幕府時代に於ける沼役永課税の沿革概要なりとす。而して本村内元五ヶ村の負担せし沼役永左の如し。

永金五兩二分永百六十五文六分

永壹貫二百七十文

永四百六十六文

永壹貫二百廿八文

永貳貫二十七文

中 峠 村

中 里 村

日 秀 村

新 本 村

神 田 村

徳川幕府も末路に至りては武備政綱殆んど頽廢し、浮浪無職の徒良民を虐げ資財を掠め、地方至る處に横行し、殆んど政治上の中心点を失へるの觀あり、到底彼の八州取締、及び代官所等の力及はざるものありしより、各町村は何れも自衛の行動を取るの止む無きに至れり。本村も亦友村と共に元治元年(五十四年前)九月議定取極めを爲し、竹鎗鳴物其他の武器を用意して、本村中

峠區天照神社境内にて勢揃ひを爲し、浮浪防禦の手段を約せり。其の議定の一節に、一番掛ヶ仕候者には爲褒美金五兩。二番に相掛り候者には金三兩。三番に相掛り候者には金一兩二分宛差出可申候。浮浪の徒者共へ相掛り、若し我等致し候者には、廿四ヶ村大小の惣代寄合、其の村方役人共と談爾の上、藥用の義は勿論困窮の者には、藥用中米穀鹽味噌等の手當致し可申候。萬一片輪等に相成候はゞ、其の節の次第に寄り猶又手當可致候事とあり。當時人心か如何に恟々として其の堵に安せざるかを知るに足れり。此の規約に基き村民の斬殺せし浮浪人は、岡發戸山にて三名。沖田村にて一名。下ヶ戸へ來りし浪士は形勢の容易ならざるを看取し、暗に乗して逸走し去れりと云ふ。

慶應三年徳川氏遂に大政を奉還せしに依り、幕臣にして不平を抱くの徒、何れも江戸を脱走して官兵と抗争し、事態容易ならざるものあり。爰に於て朝廷は各雄藩に命し鎮撫の任に當らしむ。一方には勸農方捕亡掛と稱する官職を設けて、農村の警邏を掌しめ、苟も不逞の徒を捕ふれば、何等の究問をも加へず

直ちに斬に處する杯の非常手段に出てしと云ふ。勘農方捕亡掛は明治三辛未年の設立にして、全壬申年二月十六日廢止となれるものなり。

斯る實狀なれば印旛相馬の二郡より、尋て房總三ヶ國鎮撫の任に當りし肥後藩は、布佐町布佐台の御料林へ陣屋を構ひ、農兵百六十人を募集して警備の任に當らしめ(本村に募集に應せしものあり)藩士中島甚三郎平野太郎左工門等を知縣事とし、専ら訟獄を斷し、地方の秩序快復に務めしむ、尋て本村は佐々布貞之允の支配に属せり、其の御觸書左の如し。

其の村々今般細川中將持自分支配被仰附今十七日郷村請取候間可得其意者也

慶應四辰年八月十七日

佐々布貞之允印

佐々布知縣事の支配に移りし本郡は農兵も亦解隊する事になり、知縣事より慶應四辰年十一月一日付を以て、左の如く達せられたり。

布佐陣營警衛として農兵の内御堅め被仰附候處、右農兵御取立の義は御見合、此の節御解放に相成候云々。

明治二年二月本郡各處に設けられし知縣事役所は、葛飾郡加村台に在る本田

侯の陳屋跡に移轉し、葛飾縣と稱す、之れを縣治の始めとす。其の管轄區域は本郡及び印旛葛飾の三郡に在り。

當時の知縣事は司法行政の二權を併有し、世は王政復古の過渡期なれば、各町村は名主役場に對する、小前百姓等の積憤を晴すは此の時に在りとし。殆んど全縣下の村々を通して、小前百姓は、名主の帳簿精算の訴ひを爲さるものなき有様なり、當時之れを呼て横領出入と云ふ、本村も亦其の渦中に投せるは勿論なり。縣は一方に不逞の徒を糺彈し、他面には是等横領出入を取揃く事なれば、縣廳の門前は恰も市を爲せるか如し。中には願意の徹底せざるを憤り、徳川時代には往々之れありしと傳へらるゝ、御門訴なるものを敢行する村方も少なからざりしなり。所謂御門訴なるものは、何れも素草鞋を穿き、身には箕笠を纏ひ、粟又は麥の握り飯を携帶し、原告の小前一同にて押掛ケ行き、縣の門前に集合し、願意の達せざる限り、必ず歸村せすと云ふ態度を示し、強訴するものにして。本村の如きは徳川時代より、之れか爲めには苦き經驗を有すと云ふ。蓋徳川時代の遺物たる御門訴を繰返すの止むなきに至りし當

年の政情を顧みれば、思ひ半はに過るものあらん。

此年葛飾縣第六大區二小區を編制し、中峠中里郡都岡發戸下ヶ戸高野山青山柴崎我孫子久寺家布施根戸宿蓮寺の十三ヶ村連合となり、尋て現在の本村全部に組合を擴張せり。即ち明治二己年十一月より翌年三月まで五ヶ月分の組合入用取立帳に依れば左の通り。

一錢四十四貫七十文	中	峠	村
一錢十貫八百九十文	中	里	村
一錢十一貫七百五十六文	古	戸	村
一錢三貫八百八十文	日	秀	村
一錢二十三貫八百文	新	木	村

明治四年十一月印旛縣と改稱し、六年六月印旛縣を廢し、房總三ヶ國を統一して千葉縣とす。以來名主の名義を廢して戸長と稱し、各村連合して戸長頭取なるものを置き村治を管掌せしむ、而して其の事務員を村總代又は用掛と云ふ。之れより縣治の庶績漸く舉り、各町村共安堵の思ひをなし、又浮浪人防禦の必要もなかりしなり。明治五年始めて宅地に番號を附するの制を定

め何番屋鋪と云ふ。本村中峠は郡部地内に鎮座せる八坂神社を一番屋鋪とし、夫れより順次中里に及ひしものなり。

明治六年第六大區一小區を、第五大區二小區と改む。明治七年十月現今の富勢村我孫子町湖北村布佐町手賀村風早村の六ヶ町村を以て、千葉縣第十四大區一小區を編制し、十一月佐倉郡役所の支配に属せり、而して一小區取扱所を手賀村鷺ノ谷に設けて戸長一名副戸長十二名を置く、之れを戸長役場の始めとす。

明治九年四月千葉第十三大區四小區と改制せられ、現今の湖北村及び布佐町を以て組織し、戸長一名副戸長四名を設く、一小區扱所を沖田村に置く。此年地租改正を行へ屋敷順番を地番順に改む。

明治十二年三月聯合戸長役場と改め、中峠村中里村を以て聯合戸長一名附屬筆生若干名を置く。全年四月古戸村日秀村新木村を以て聯合戸長一名筆生若干名を置く、筆生とは現今の書記を云ふなり。

明治十三年郵便局を中峠に置く、其の集配區域は中峠中里古戸日秀新木江

藏地大作新田淺間前新田都部岡發戸新田都部岡發戸下ヶ戸の十三ヶ村とす。本局は二十一年閉局となれり。

明治十七年中峠村外十三ヶ村戸長役場を中峠村に置く。其の區域は中峠村中峠村下中里村中里村新田古戸村日秀村新田新木村新田岡發戸村岡發戸村新田都部村都部村新田都部新田の十四ヶ村にして聯合戸長一名附屬筆生四名を置く。

中相馬各部落は耕地の分布、公私の關係離るへからざるものあるは以上記述の如し。彼の芝原村とは昔時中相馬一般を指示せる名稱なる事は、諸種の事情によつて知る事を得べし(郷土誌参照)而して各自村名を附するに至りし年代、は河村出羽守芝原の城主として、中相馬を領有せし時代の前後に在る事は既に説けるか如し。而して中相馬七ヶ村の石高も亦當時既に確定せる稱呼なる事は、諸種の事情に照らして明らかなりとす。

徳川氏入國以來反高の本石に編入せるもの無きに非され共、其の治世三百年間、舊來の稱呼を襲用して、嘗て變更する事なく、以て王政維新に及ひしは

公文書の示す處なりとす。試みに其の石高村名を擧ぐれば左の如し。

高四百石余	新木村	高六十石余	日秀村
高二百卅石余	古戸村	高百八十石余	中里村
高二百石余	都部村	高百五十石余	岡發戸村
高六百八十三石余	中峠村		

明治廿二年町村分合の時に當り、岡發戸都部の兩村は我孫子町に加入して、遂に歴史的關係を絶つに至りしより。中峠中里古戸日秀新木の元五ヶ村合併して新村を組織し、湖北村と命名せり、蓋手賀湖の北に位するを以て此の稱あり。

按するに往昔手賀沼は(古は手下に作る)現今の利根川即ち古代常陸川の本流と相合し、現在の水深より七八尺以上を有せる事は沿岸谷津田の土壤によつて明かなり。今より七百八十五年前大治五年千葉常重の鮮文に、近世沿湖の墾田多く成り、面積其の舊時に比すれば半減とあり。其の後數百年を経下總舊事考の所説に、手賀沼は印旛相馬二郡の間に跨り、沼中に手賀村あり是れ沼名の

因つて起る所以なり。沼形燕尾の如く双尖西を指す、而して北にあるもの頗る大、長さ四里許、潤八分の一とあれ共、湖水年毎に減退して又舊時の面影なし、去れと近年の實測なりと云ふを聞くに、東西七千二百間、南北一千五百間、周廻一萬九千四百四十間、面積五百九萬四千坪を有し、尙ほ且つ本縣第二の巨沼たるを失はすと云ふに見ても、大治以前に於ける湖水の兩岸を浸せし有様、如何に雄大浩蕩たるかを思ひ遣るへし。

顧みれば古より治亂興亡の沿革には乏しき相馬郡も、地理的には頗る變遷に富めるの觀あり。和名抄の所説に依れば、相馬の名義は狭沼なるへしと云ふ、蓋利根川の未だ東流せざる以前は、水道至る處に淤塞して一定の流域なるものなく、此の地方は一帶に蘆荻茂り菰生へ俗に『ウタリ』地と稱する沼澤沮洳の場所なれば狭沼の稱ある所以にして、開拓創始の時代には、其の高き處に住家を營み、沼澤を切り流しては開拓耕転せる土地は、凡て狭沼郡と云ひ、何つしが轉訛して相馬郡と呼び、遂に歴史上不拔の稱呼となるに至りしものならん。而して此の沼澤沮洳の間に、細く長く介立せる地域に中相馬(即ち中狭沼)の俗

稱ありし所以なるへし。(中野博士云赤松宗且氏は狭場(サニハ)の傳なるへしと云へり廣い河澤の間に在る狭き地の意なるべし此の方稍確かならん總て語源考は随分勝手のもの多し日本語中にも「アイヌ」支那語「マイ」等の轉訛多し日本語の趣味を日本語のみにて解釋せんとする故無理出來るなり)

他年利根流域の一定するに及ても、本村は手賀沼利根川の間に在るを以て依然として中相馬と唱へられしなり。

明治十三年千葉茨城両縣の境界は、凡て利根川を以て限るに當り。利根川の北を北相馬となし、江南には南相馬の稱を附して、其の管轄區域を定むるや、所謂中相馬は南相馬郡に包含せしなり。

明治二十九年南相馬は、十三年の分郡に係る東葛飾郡に併合せられ、惟り北相馬郡の名のみは残ると雖も、中相馬の名稱は遂に無意味となり、世間又之れを唱ふるもの無きに至れり。

如斯にして古來人口に膾炙し、最も廣く世に傳へられし中相馬は、七ヶ村の名稱と共に終焉を告ぐるに至れり。

第二節 郷土の各設

(一) 元 中 峠 村

當村は湖北村の東端に位し、東古戸村に接し、南中里村と竹林里道を界にし、手賀沼に蒞む、西都部岡發戸青山の三村と境域を聯ね、北利根川を以て境を限る、幅員東西十五町十八間、南北中央廣き處にて十六町五十五間、周廻三里廿四町、草高六百八十三石餘を有し、中相馬七ヶ村の一にして、舊村名を芝原と呼べり。明治十八年時の村役人より其の筋へ出せし材誌に、昔時村名を芝原と云ふ云々と記せり。面して元祿享保の見取帳に依る總反別左の如し(中野博士云村誌編纂實に用

百四十二町九反三畝四歩

此改正反別二百八十五町七反四畝歩

三町三反三畝歩 官有境内墓地其の他雜地

芝原とは昔時中相馬一般を包括せる名稱なりしを後年、之れを本村にのみ冠するに至れるは、特種の地位に在るが爲なり、古の芝原は嘗て布川の莊に屬せ

る事あり、蓋布川の莊は現今の布川町布佐町及び中相馬を併有せるものなりしと云ふ、其の事跡に就ては今明らかならされ共、利根川開鑿以前の布川町は、中相馬と連亘せる一帯の丘陵なれば、現今の三町村は昔時同一治下に在りし事を推測するに足れり。

大治年間千葉常重は其の私領地なりし當村地方所謂布施郷を、伊勢神宮御厨領に寄進せり、天慶の亂には將門の旗下に參し、鎌倉時代には風早莊に屬し、天文十年に至り河村出羽守芝原の古城池を修めて中峠城と命名し、中相馬諸邑を領有するに當り、其の領域を中峠の郷と云ふ、以來中相馬諸邑は、芝原を親村又は親郷と呼べり。芝原は亦自ら稱して千石の森と云ふ、蓋其の大村たるを誇る所以なるべし。

天正十八年中峠城陥落後は、其の大手門馬場先跡と唱ひらるる、元山王社附近一帯の地に、中峠と云ふ字を附して、舊領主の名殘を存せしか、明治九年地租改正當時、梅宿其の他の名稱に改訂せり。

天正十八年十二月小金城主松平信吉の領地となり、文祿元年江戸幕府の公料

地として支配せらるゝに及び、中峠の郷名を村名として公稱するに至れり。然れ共元祿十五年四月十四日沖田村より手賀布瀬片山の三村に對する手賀沼入會漁獵權の御裁許書には、沖田村荒木村芝原村とあり、又寛保三年九月廿五日の評定所請書には、米津相模守領分芝原事、中峠村とありて當時尙ほ芝原の舊名をも使用せられしなり、其の後の公文書には芝原と記せるもの見當らざれ共、沖田芝原とは永く人口に膾炙せし熟語なれば、旅客の多くは中峠へ來りて芝原までの里程を問ふもの少なからず、利根川圖誌所載の手賀沼紀行には、日秀新木を并せて芝原と云ふ、常は此處にて馬を繼ぎ代ふるなりとありて、日秀新木を芝原と解説せるは、甚だ不穿鑿の様なれ共、中峠と芝原の區別を知らざる者、惟り他郡の人のみには非らず、自村の人にも以前は芝原以外、中峠なる村名あるを知らざる者も少なからざりしなり。故に公邊には、専ら中峠を使用し居れ共、村民は信書の應答より、萬世不朽を期する碑石に至るまで、概ね芝原と刻し、中峠を用ふるもの殆んど稀なり。

斯る有様なれば中峠の村名をして、自村内は勿論、世間一般に認知せしめ

しは、維新後戸長役場設置以來なるが如し。

中相馬諸邑を公料地として支配せし江戸幕府は、貞享四年(二百卅五年前)其の御料林城山に御藏屋敷なるものを設けて、地方の貢米を此の倉庫に收めつゝありしが、享保二年(百九十一年前)此の城山一町八反一畝歩は、御料林嘉兵衛山四反二畝七歩、黒古谷津五反一畝九歩と共に、朝倉播磨守の私領に移り、寶曆年中御倉屋敷は廢止となれり、而して此の御料林は御維新の際上知となり、後葛飾縣の管轄に屬し、明治五年民有地となり、多年古城址を飾りし翁櫛たる長松も悉く伐採せられ、荒涼寂寞の風物轉た行人をして、懷古の感に耐へざらしむるものあり。

延享二年九月(百八十一年前)青山市左衛門代官所先地頭堀江荒四郎に代つて木村を領せし先地頭を米津越中守と云ふ、其の寶曆四年(百六十一年前)に於ける人別帳によれば

家持百性百七十軒　　但し百性水呑重者
 人數八百二十四人　　内男四百十五人女四百〇九人

馬 五十九疋

往來宿繼人馬

二人二疋定當

我孫子宿助郷人馬

四人四疋又は七人七疋

寺社方捨地七町五反一畝二十五歩とあり、爾來百十餘年間、徳川氏の未路に至るまでの事跡を考ふるに、本村には是以上著しき發展進歩の認むべきものなきは、天保十四年の公文に依つて明らかなり、寛保元年領主米津相模守羽前國天童の城主一萬石に移封せられしにより。同二年御勘定奉行神尾若狹守、明和三年小林孫四郎、安永二年飯塚伊兵衛等の支配を経て、文化八年に至り酒井壹岐守、天保八年朝倉播磨守二家の知行に分屬せり。公料地は天保十四年より三枝中務大輔之れを支配して王政維新に及べり。以上三給地頭所に於ては、各名主組頭等を設けて、其の所領の石高を管理せしむる事何れも獨立村の觀あり、隨つて村治の關係、亦甚だ複雑を極められたれ共、祖先の遺澤餘風は、嘗て混雜を呈せる事無かりしと云ふ。

天保十四年二月^(七十五年前)關東取締出役渡邊園十郎中山誠一郎等へ差出せし公

文書によれば、三給所領の石高左の如し。

高八百四十石六斗三升四合九勺

中 峠 村

家數百四十二軒

内高八石四斗二合六勺一才

家 數 八 軒 御料地 三枝主税支配所

高五百廿八石二斗九升一勺三才

家數八十軒 定火消 酒井壹岐守知行所

高二百八十三石五斗八升三合一勺六才

家數五十四軒 田安殿御附朝倉播磨守知行所

交通運輸 徳川氏の慶長七年佐竹街道は水戸道中と改稱し、本村は先例により其の繼立課役に應じつ、ありしか、享保中に至り水戸道中は本村を經由せずして、我孫子宿より直ちに取手村^(其の後取手町と云ふ)に聯絡するに至り、通行者頼に減少せるも、尙ほ本村を通過せる諸侯には、佐倉侯堀田備中守^(領分羽州山形へ通行)、小見川領主内田伊勢守^(國入り繼立)、其の他下利根川通行の諸役人^(幕吏)等の、銚子潮

來出島等への通行ありて、夫れ等の繼立尙ほ少なからざりき、斯る狀勢なれば、木村は上宿下宿の二つに區分し、十五日交代にて繼立事務に當れり、景も實曆以後に至り、俗に浪入侍と稱する無職の徒、其の他の取扱は、隣村と年番交代にて事務を執れり、此の繼立以外にも種々の課役を命ぜられ、困難の場合少なかれざれば、天保九戌年九月三給村役人相談の上、我孫子宿助郷免除願を其の筋へ呈出せり、本願書は當時の實情を窺ふに於て參考となるべきを以て、之れを左に抄録すべし。

當村は御料私領惣高六百八十三石に御座候處去る享保十巳年始めて水戸道中我孫子宿助郷人馬可差出旨被仰附定助郷に相成高百石に付四人四疋當御觸當有之候然る處當村御通行の御役人様御罷立ニは、一休人馬無給にて、正人馬勤め難相成、雇上げを以て相勤め罷在候、年中定式人馬相立置繼立仕り宿方同様に御座候得共、助郷等は一切無之、一村限り繼立有之候得者、我孫子宿へ助郷金二重に相成候上、近年御通行多にて、既に我孫子助郷方當戌年三十度御觸當有之、先年とは格外の相違にて、誠に村方難澁仕候

當村は利根川縁反高四十町餘、永取場に候處、皆砂地に付何貴州立ち不申、永納の義辨金仕候、其の外手賀沼永一ヶ年金五兩二分永百六十五文六分宛當村より上納仕候處、右沼縁は一切無御座、

全く辨納仕り、出金方にも差支、是まで度々御免願仕候得共、御取用無之、無據上納罷在候、尙又小金原野馬取、土手普請、同野馬取人足の掛り、春冬兩度宛差出し候間合も無御座、難澁仕候且つ當村の義は、御三給人會高に付、外御領分の義も難澁仕候、何卒格別の御慈悲を以て、當村我孫子宿助郷御免除被仰附候様、偏に御開届の程奉願候云々

覺

- 一 三十五文 中峠村より我孫子宿まで道法一里廿八町 人足一人
- 一 七十一文 全 本馬一疋
- 一 四十七文 全 輕尻一疋
- 一 廿九文 中峠村より布佐取手まで道法一里十八町 人足一人
- 一 五十九文 全 本馬一疋
- 一 卅九文 全 輕尻一疋
- 一 四十八文 中峠より木下布佐まで道法二里廿八町 人足一人
- 一 百〇一文 本馬一疋
- 一 六十五文 輕尻一疋
- 一 三十五文 御定賃 御一人

右は當村繼立賃銀表なれば掲げて考古の資料に供す

鮮魚問屋 城山の麓利根川に蒞める上根占屋の地域に於て、草萊を開き榛莽を切りて、徳川氏の寛文二年霜月廿八日(二百五十六年前)川村某の創設せる者にして、之れを芝原河岸と云ふ、此の河岸問屋の恪勤勉勵は、次第に顧客の信用を博し、常陸國平磯大津河原子、又は銚子鹿島の諸濱は素より、遠く岩城の國平港に至る迄の鮮魚を、悉く芝原河岸へ吸收するに至れり、故に潑漈たる大小の鮮魚は絶えず、此の河岸に輸送せられ、是れより繼ぎ替て、松戸河岸へ轉送するものなれ共、何れも駄馬に依りて風雨寒暑を論せず、而も泥濘膝を没する惡路を凌ぎ、晝夜兼行にて輸送せる有様なれば、其の困難一ト通りの業に非らざりき、鮮魚の着荷を報ずるには、問屋より馬差(マサシ)と唱ふる役夫馬に跨り、炎天霜夜を分たす、大道を乗り廻はし、鮮ナか未たマとと大聲疾呼し歩けは、村内の若者等は直ちに蹶起して、河岸に駈ケ附け、忽ち數十頭の駄馬問屋場前へ集合して、端的に荷捌きするを例とす、然るに此の壯快なる乗馬報告の慣習も漸々廢れて、後には馬差(マサシ)か軒別に頼み歩く様になりしと云ふ。同じく鮮魚輸送にも、當時中濱漁業場に於て、捕獲する鮭魚は、一種出色の

方法によれり、喩へは漁夫等の地曳網にて砂上へ引き付けし幾十匹の鮭魚は、忽ち魚商等の手によつて一々青茅に包まれ、更に長籠に納められ、次で輕子と稱する健脚の壯夫之れを天秤に肩け、疾風の如く十二里の道程を僅かに半日を出てすして疾驅し、日本橋魚市場に至るものとす。徳川時代に於ける輸送機關は概ね如斯状態なれ共、其の舉動の敏速にして活潑なる、遠く數十里の外より送り來れる鮮魚と雖、嘗て腐敗せしむる等の事は無かりしと云ふ。又信書の往復も同様にて、飛脚屋と唱ふる問屋に托し、急を要するものは赤紙を貼附して特送する外、餘は一括して送附する者なりき、然れ共凡ての通信は確實正直に行はれ、嘗て違算なかりしと云ふ。

開運丸、明治十年十一月より十七年まで千濱宗左衛門氏によつて芝原河岸に開航せられたる川蒸汽船なり。其の航路は下利根川佐原荒川斗堀霞ヶ浦の諸岸を経て、東茨城郡小川河岸に至るものにして、鐵道の使未だ備はらざる當時に在りては、旅客貨物の運輸に裨益を與ふる事少なからざりしなり。随つて利根川筋に於ては、尤も樞要の寄航地として認められし吾芝原河岸も、第

二期河川改修工事と共に、今は全く廢川となれり。利根川手賀沼を前後に控へし當村は、天保十年布川村と中濱漁業權問題起り。弘化三年には手賀沼訴訟事件なるものあり。當時の制度は先づ御老中の所謂御判なるものを頂かざれば、訴訟の手續を奉行所に呈出する能はず、又其の御判を頂くまでには種々の方面より、手を廻はし力を盡して、尙ほ且つ一ヶ年位を要せしと云ふ。故に當時の諺に「一度松戸の川を渡れば、一村一家を亡所に導く始めなり」と云ひし程なりとぞ、又以て當時訴訟に對する困難の尋常一様ならざるを知るべし。抑も中濱とは北相馬郡小文間村と相對せる本村地先にして、字長兵衛洲と稱する周廻一里餘の附洲の下方に在りし鮭網漁場にして、中利根川筋にては最も優越せる漁場なり。故に本漁業に於て捕獲せる鮭魚は、日本橋魚市場に於て優等の位置を占め、彼の松江(張輪秘風の起るを見て薄江の鹽魚を思ふとあり松江のことなり)の鱸魚にも勝れる美味なりとして、雅客の讚美措かざる佳品なりき。然るに此の惜むべき中濱魚場は、第二期河川改修工事と共に全く消滅し、再び日本橋漁場に於て潑刺たる此の生魚を見る事能はざるに至りしは、惟り東都の雅客をして失望せしむる

のみならず、嘗て法庭に於て布川村と權利を争ひし、中濱漁場の往事を回顧すれば、本村に執りても亦轉た秋風落葉の感なき能はず。(長兵衛洲は河川改修により川敷となれり) 中濱事件に付き原被兩造の申口左の如し。

布川村訴狀、當村は萬千四百石余、利根川筋にて往古より、右川漁業鮭御運上永十貫文、小漁船永三貫八百十三文つゝ、相納め來り、全郡小文間村吉田村堀原まで、川下蘆ヶ納屋まで、一圓布川村進退漁場の内、相手の中崎村の者共、字中濱に於て隱網を曳き候間、小文間村より差止め候處、口論を仕掛け剛勢にて隱網を下し鮭漁仕候、相手の内古戸村の者共も、右中濱下にて居籠網を以て隱漁致し候間、是又小文間村より差止め、精々掛合候得共、不法申し難儀致し候云々。如斯目安差出し候に付、來月十三日評定所へ罷出對決すへし、若不參に於ては曲事たるへき事と云ふ、御沙汰に接せり、右に對する本村返答の概要を擧ぐれば、

中崎村の義は、去る酉年まで御料私領惣高六百八十三石余有之、利根川附の村方に付き、前々より居村地先川上は全郡青山村、下は古戸村境を限り、川内は兩縁中央境と相心得、春秋兩度地引網漁業仕來り、右助成は安永九子年被仰附候川役永五百文つゝ、納め來り候、布川村の者共中央に不差儀、當村地先中濱と申處より、右邊上と申立て候所存相聞不申候、又當村の義は去る酉年御料所高の内二百七十六石八斗余、反高四十五町三反四畝廿四歩朝倉播摩守御加増後、一同川役

永の義も全様引渡し相成り候云々と云ふに在り、而して手賀沼事件の顛末を摘記すれば、
仙現峠下手賀沼水内反別五反歩を、江戸御藏前竹川町海野屋喜八郎より金十兩にて譲り受け、
其の約束金八兩を渡し置きしに、右地主喜八郎下請人印旛郡發作村忠次郎は、之れを都部村新田
へ二重轉賣せしにより、爰に端なく本村との係争を起せしもの、之れを弘化三年の手賀沼事件と
なす

以上二件は共に本村の勝利を以て落着を告げたり

(二) 元中里村

當村は湖北の南方手賀沼に蒞める地域に在りて、東は日秀村に界し、北西
は中峠村及び都部新田の一部と境域を聯ね、東西八町南北中央にて十一町四
十間周廻一里十二町五間、舊草高百八十石、此改正反別百六十二町一反歩、外
に官有境内墓地二反五畝歩なりしと云ふ。

天保十四卯年四月(七十五年前)關東取締出役渡邊園十郎中山誠一郎等へ差出せし公
文によれば

高二百廿八名一斗五合
家數四十一軒
中里村

内高五十九石三斗五合

相馬郡中里村

家數八軒

三枝中務大輔知行所

高八石三斗二升二合

印旛郡中里村新田

無民家

林部善太左衛門代官

高百六十石四斗九升四合

内藤主膳知行所

家數三十三軒

新田は東日秀村、西中峠村、北本石里道又は畦畔を以て境界とし、南は手
賀沼を以て境を限る、東西四百間南北百間周廻千間面積四萬坪を有すと云ふ。

(明治九年調査)

新田の開發年代は詳かならざれ共、享保十四酉年より徳川氏の代官八木清
五郎支配に属し以て王政維新に及へり。而も享保以前の代官氏名は明かなら
ず(八木清五郎は御勘定所頭取役を勤め手賀沼代官頭取なるか如し)

新田沼役永小物成は、寛保度の規定に基き永一貫二百七十文宛納め來れり
當村の沿革を按するに、徳川時代に於ける中相馬七ヶ村の一にして、芝原

城没落後天正十八年十二月に小金領となり、尋て徳川幕府の公料に歸し、代官小林孫四郎宮村孫左エ門等の支配を経て、文化三年に至り内藤八之丞、天保四年八月三枝中務大輔二家の知行に分属せるものなれ共、昔時本村は芝原村に包含せられ居りしを、後年中里の村名を附して両村の區別を明かにし各自地頭を載けるもの、如し。(中野博士云、河村出羽守以前は中里に中峠の一部なりしならん、又他の諸村も然りしならん、芝原と云ふ村名の起りしは、鎌倉時代後ならんと思はる、其の以前の沿革は別々に書くは稍面白からざるにあらざれ共、今更書き直しも困難ならんと思はる)

今地形に據て之れを按するに、西北は悉く中峠村と聯接して境界錯綜を極め何れの町村にも必ず有する所謂郷境なるものなし。彼の島の原の如きは古の居住地にして、他年兩村に分属せる小字なれ共、未だ嘗て區別的名稱を附せし事なく、總稱して單に島の原と呼べり。明治四年印旛縣第六大區二小區の編制せらるゝや、中峠中里の兩村は上郷十三ヶ村連合に組み入れられ、其の分取税取立帳に中峠村人員千〇六十人此税錢三十一貫八百六十文、中里村人員二百七十六人此税錢八貫二百三十文、合計錢四十貫九十文と記せり。明治五年始めて宅地に番號を附するの制を定むるに當りても、都部村地内に在る中

峠村八阪神社を以て一番屋鋪とし、夫れより順次中峠中里の宅地番號を附せしが如き、兩村地域の密接なる關係を示すに足れり。而して此の兩村に於ける宅地番號を地番順に改訂して、兩村の番號全く分立せるは明治九年地租改正當時なりとす。更に之れを中相馬七ヶ村の風俗習慣の上より觀察すれば、各村共自然異なる習慣あるにも拘はらず、惟り中峠中里のみは凡ての点に於て相一致し居れるが如し。喩へば毎歲二月十五日各村に於て舉行せらるゝ点燈念佛の如き、兩村の老人連は其の前日即ち十四日の早天より、中峠村字寺前に在る大日社前に集合し、中峠村法性院大日社別當より五色の紙にて刻める梵天と唱ふる、幣束を請ひ受けて歸るを恒例とせり(此の古例は久し)
(く廢れて行はず)之れ蓋分村以前の舊式を守れるものならん。其の他老人連の年中行事の一たる腹送り虫送り、又は若者等に依つて行はる、春秋二期に於ける祈禱囃子杯の類も、亦相前後して執行する事恰も一村同様の觀あり。惟に往昔兩村の住民が鎌倉街道即ち現在の成田鐵道沿線附近より、島の原東原等へ掛け、各自散居せる當時に在りては、兩村としての區別的名稱なきは以上の事實に依り明かなるのみならず、

又彼の東原に在りし龍泉寺を現在の位置、即ち中峠村に移せるが如きは、當時兩村の區別なき事を立證するものと云ふべし。何となれば今日の如く兩村の區別判然たるに於ては、他村へ其の寺院を移轉するの道理なければなり。去れば兩村の地域は一般に芝原と唱へられしを、天正十六年佐竹家水戸を領し、尋て佐竹街道の新設せらるゝに及び、手賀沼附近、及び利根川沿岸に住居せし人民は、次第に街道附近へ移住し來り、中峠村主要部を組成するに當り、移住せざりし住民は、遂に中里なる分村を形成せるものならん。口碑の傳ふる所によれば古ば中里を芝原新田と呼びしと云ふ。

(三) 元古戸村

當村は湖北村の北隅利根川に溢める地域に偏在し、地勢平垣にして東北は新木村、及び利根川を以て界とす、西南は中峠中里日秀の三村と境域を接し、東西八町十間南北十町十五間周廻卅三町五十間にして舊草高を二百三十石と稱せり。

天保十四卯年二月關東取締出役渡邊園十郎中山誠一郎等へ差出せし届書に

よばれ

高二百三十九石五斗一合

古戸村

家數四十軒

内高九石五斗一合

篠田藤四郎代官

無民家

高二百三十石

川口加兒郎知行所

家數四十軒

此の改正總反別七十二町六反五畝廿一步にして、内官有地神社境内一反三畝六歩、芝地六反五畝十六歩、池一町二反七畝歩、土取場一反三畝歩、種井八歩、民有耕宅地反別五十九町四反七畝三步なりと云ふ。(九年改正)

産土稻荷神社は村の西方に在りて、天正七己卯年七月七日の創立なれ共、其の未社嚴島社は天正四年甲午年十一月十日の創建に係ると云ふ。其の東方城鼻と稱せらるゝ一郭には、稻荷社と相對せる位置を執り菅原社あり。夫れより南方古房谷津の入口、櫻井戸の上に觀音院あり、(龍泉寺末)明治五年二月廢寺

となりたれ共、御堂は今に現存せり。當村西方の入口藥師堂前面の廣場一圓を木戸口と云ふ、蓋往古爰に豪族の邸宅ありし時の表門先ならん。或は傳ふ木戸口とは天慶年中高根に在りし河村源五右工門第門先の名残なりと。而して稻荷神社入口の北方右側の畑地は、河村の老臣森田右京大夫屋鋪跡なりとば、嘗て口碑の傳ふる所なり、兎に角村の東端菅原神社附近の一部を、城鼻と稱せらる事に徴しても、有力なる人士の遺址なる事を察するに足れり。

村の南方に在る田耕地を古房谷津と云ふ、其の上端の高地には、古昔大伽藍等の在りし遺跡にして、古房とは其の名稱の名残なるへしと傳へらる。故に此の地域よりは、佛像又は佛具の破片と覺しきもの、往々發掘せられし事ありて、當年の面影を偲へり。蓋古戸村とは、其の始め此の古房なる名に因み房の冠字戸を取りて、古戸と名附けしものなるべし。其の年代事跡は、今詳かならざれ共、諸種の狀況によりて之れを察すれば、五郎地古房等は、奈良朝時代の遺蹟には非ずやと思はるゝも、史乘の徴すへきものなきを遺憾とす。随つて往古に於ける沿革も、幾んど不明に属せる本村は、其の地形より之れ

を察すはれ、開拓創始の時代には、芝原村に包含せられ居りしものゝ如し。産土稻荷神社を中峠村地内に建設し、又新道と稱する兩村郷境の如きは、分村後に設けられし作場道ならん、是等の事實も亦兩村として昔時區別なき例証とするに足らん。徳川時代に於ては、中相馬七ヶ村の一に數へられ、天慶の亂には、平將門の治下に歸し、將門亡ふるの後、一時千葉氏の有となりしか、大治五年伊勢神宮御厨領となれり。鎌倉幕府の興るに及て風早莊に屬し尋て芝原城主河村出羽守の領域となり、中峠郷古戸村と云ふ。天正十八年河村出羽守没落後、同年十二月小金領として支配せられ、後徳川幕府の公料に歸し、守谷權大夫代官たりしか、今より二百卅四年前貞享四年二月、川口文助宗勝の加増地として、當村は私領となれり。宗勝の子を作左工門と云ふ攝津守と稱す、長崎奉行を勤む、其の次々能登守と云ふ、寶曆七年(百七拾年前)江戸町奉行を勤めて令命あり。

抑も宗勝本村を領してより、川口川兒郎に至るまで、九代百八十年間、襲封して王政維新に及へり。

(四) 元日秀村

本村は元祿五年十一月、御料所代官町野惣右工門支配地新木村より、田畑屋鋪辻合高六十四石四斗四升八合、此反別田方五町四反歩、畑方七町三反四畝歩を引分け、甲府勤番中村甚左工門へ加増地として宛て行へ、日秀村と命名せられ、中相馬七ヶ村の一に數へられたり。去れり享保二年(終二百)までは兩村尙ほ入合の形式に依つて、互に事務を取扱ひし者の如く、當時の公文書によれば、御年貢米割符帳の如きは、凡て新木村名主として交附せられたり。其の後寶曆十二年(百九十)二月、新木村御料地より引き分けの際、混雜し居る水張を改訂せり云々とは、當時の記録に明かなり。

天保十四卯年二月關東取締出役渡邊園十郎、中山誠一郎等へ差出せし請書によれば。

高八十三石五斗

日秀村

家敷二十軒

内高十石八斗一升

篠田藤四郎代官

無民家

高六十二斗四升

同

全

高六十四石四斗五升

中村達之助知行所

家敷二十軒

本村の地形を按するに、北の方利根川より南手賀沼に蒞みて、湖北村の稍中央を横斷せる位置に在るも、利根川方面の地所は甚だ狭く、徳川時代の草高僅か四石を有するに過ぎすと云ふ。西は古戸中里の兩村と境界を聯ね、東一帯は新木村に接續して地域錯綜を極め其の境界分明ならず。

新田は享保十四酉年(百九十)徳川氏代官御勘定所組頭八木清五郎支配に屬し以て王政維新に及へり。而して享保以前の代官、及び新田の成立年代は詳かならざれ共、寶曆六年十月の公文書に舊草高十石八斗一升二合にして、米六合御傳馬宿入用、米二升二合六尺給米、永廿文御藏前入用とありて、本新田は二百余年前既に開發せられ居りし事を知るべし。而して明治十八年其の筋

へ出せし調査によれば、東は新木村、西は中里新田、南は手賀沼を以て界とし、本石とは北の方里道を以て境界を分ち、東西四百間、南北百間、周廻九百四十間、面積四萬二千坪を有すと云ふ。

本村の所有に係る印旛郡手賀沼新田七反九畝九歩は、寶曆四年二月江戸御藏前竹川町、地主喜八郎より代金十五兩にて譲り受けしものなり。當時手賀沼水内反高は凡て海野屋喜八郎所有にして、印旛郡發作村忠次郎なるもの、下請人として管理せる物成しと云ふ。而して新田沼役永は四百六十六文なりとす、本税則は寛保三年(百七十
年前)魚鳥獵藻草稼船運上等を合せて、沼役永と名附け課税し來れるものなり。

以上記述の如く、元祿五年始めて日秀村の成立せる事は公文書の示す處なれ共、元祿以前の古記録によれば、日出村と記せるもの亦少なからず。寛文二年則ち二百五十年前觀音寺の舊記には、日出村荒本村、合せて擅徒八十六家とあり。其の他の舊記にも日出村と記せるもの往々散見すれ共。公文書としては日出村と記せるものあるを見ず。傳ふる所によれば、天慶中平將門相

馬郡を攻略するや、偶手賀湖畔の岡陵に登りて、朝日の出づるを拜せしより日出村の稱ありと云ふ。(將門神社
由緒参照)一説に將門の遺臣に日出彈正なるものあり新木村の地域へ隱栖し、自ら其の居る處を日出村と呼びしに濫觴すとも云へり。

是等の傳説は、信否何れにあるやを知らずと雖も、日秀村成立後の元祿十五年に至り、將門神社境内の水神石に、施主村中日出村と刻せる等によつて考ふれば、日出村とは、土地の人によつて久しく襲用せられし俗稱なりしを偶村名を撰むに當り、五音相通を利用し、日秀(ひえて
と讀む)の文字を使用せるものならん。(中野博士云本説當を得たりと云ふへし)又寛政皆濟目錄、其の他の公文に、日透村と記せるものあれ共、後専ら日秀の文字を使用せり。惟ふに將門神社は、日秀村の未だ分村せざる以前に於て、既に産土として尊信せられし者の如くなれば、使令的確なる史乘の徵すべきものなきも、日出なる言葉の由緒傳説は、最も信すべき筋合を有するものと云ふべし。蓋日秀村氏子の當社に對する信念は、他に多く其の類例を見ざるものにして、最も具体

的に之れを表示しつゝあるは、彼の桔梗の前の事跡なりとす。世に傳ふ將門公の軍中に在るや、常に同裝の勇士七人を隨ひ、其の起居行動を共にし、敵をして其の所在を知らざらしむ。偶公の侍女に桔梗の前なるものあり、容姿端麗、頗る公の鐘愛する處となり、常に隨つて陳中に在りしか、味爽七人の勇士等、必ず齋戒沐浴朝暾を拜するに當り、其の面上より水烟の立ち昇るものは則ち公にして、之れなきものは公の蔭武者なる事を、敵將秀郷に密告し遂に公をして終天の恨みを飲て、戰没するに至らしめしと云ふ。故に公の氏子日秀村の地内には、古より此の婦人の名に因める桔梗を植うるものなし。偶其の種を播種するも、決して花を結ふ事なしとは、全村民の一般に確信する所なり、而して衣服器物の末に至るまで、苟く桔梗の花形あるものは、必ず之れを使用せざるのみならず、三尺の童子に至るまで、花を見れば先づ桔梗なるや否を確め、始めて手を觸るゝを常とせり。去れば歴史上著明の事實として世に傳へらるゝ、成田山不動尊に對しては、一層強烈なる反抗心を有し、不動尊境内の土は誓つて踏ますと云ふ。利根川圖誌の記す處によれば、或一

家の古書に、竹袋城山は延長七己丑歲、佐倉城主平將門殿常隆筋合戦の出張城なり、將門の家臣分に、香取郡佐原領内牧野郷に、牧野庄司なるものあり其の娘小宰相を將門殿御重寵にて、竹袋城へ召寄せ置き、其の後天慶三庚子春、貞盛秀郷の軍に打だれ、首は秀郷が取りしと云ふ、是れより忽ち落城に及へり云々。今佐原の隣村牧野村に、御宿と呼ふ家あり、平新王將門の於宿を致したる家なり、故に里人牧野の御宿と呼ひ、名を云ふもの稀なり、此の家を將門の祭りしなりとて、氏神の社家の廻はりに七ヶ所ありて、今に年々之れを祭ると云ふ、之れ牧野庄司の家なるへし、其の娘御重寵にて此の城へ召し寄せ置とあれば、之れぞ世に云ふ桔梗の前なるべし、并は西大須賀村東三井寺の什物なる桔梗の鏡、同懐劍など、納めあるにて知らる、猶考ふべしとあり。

(五) 元 新 木 村 誌

當村は東布佐町と界し、南手賀沼に蒞み、北利根川を以て界を限る、而して西は中峠中里の兩村と境域を聯ねて湖北村の東端に位す。

幅員東西十二町三十間、南北中央にて十五町廿間、周廻一里三十町を有し地勢平坦なり。而して天保十四年二月關東取締出役渡邊園十郎、中山誠一郎等へ差出せし請書に依れば。

高四百九十二石四斗二升四合

新 木 村

家數百十五軒

内高八十四石七斗七升九合

新 田 地 沖 田 共

無 民 家

篠 田 藤 四 郎 代 官

高七石四斗四升五合

印 旛 郡 新 木 村 下

同

同

高 四 百 石

依 田 彦 之 亟 知 行 所

家 數 百 十 五 軒

此の反別八十一町四段五畝廿九歩にして、明治九年改正反別二百三十七町六反五畝十五歩なりしと云ふ、

寶曆四年二月(二百十餘年前)蒔田八左工門地頭たりし時代、江戸御藏前海野屋喜八郎

より譲受けたる手賀沼新田左の如し、

一 二町三反八畝九歩代金二十兩也

新 木 村

一 五町三反三畝歩代金五十兩也

沖 田 村

沼役永は寛保三亥年(百七十餘年前)の制定に基き、新木新田は永一貫二百廿八文。

沖田新田は永二貫卅七文なりしと云ふ。

新木新田は貞享元年、草高三十六石七斗九升六合、取米十一石七斗七升六

合。(二百四十餘年前)とあれ共新田成立年代は明かならず。沖田新田は享保十二年、

井澤彌惣兵衛沖田地先千間堤築立以來の名稱なり。(約二百餘年前)

享保二酉年新木沖田兩村地先より、布佐下新田まで、六ヶ村の沼縁は、水戸様御鷹場と爲りし爲め、沼内漁獵藻草取沼縁一統に停止せられしを、村々より歎願に及び、享保三年解禁となれるも、此の御鷹場が原因をなし、本村は手賀村外八ヶ村と沼内権限に關し、訴訟を提起せし事あり。寛保三年九月十五日評定所へ差出せし其の請書に、

右沼は享保十二年御新田に被仰附、段々開發の分御年貢相納め、元文四

未年自普請被仰附、年々出来米の内定め有之上納仕、餘米分十ヶ年の自普請料に被下置、普請仕立、水内共に請地に候云々、其の反別は左の如し。

享保十二未年井澤彌惣兵衛取立、水内反別十一町三反七畝歩、沼役永一貫四百七十文。同十五戌年御殿詰御勘定組頭小出加兵衛檢地、高入高五十一石九斗三升、此田反別五町五反六畝歩、同十六年阿久澤長右工門遠藤又三郎檢地、反高三町九反七畝六歩。以上新田民家なし、而して沖田新田は明治十五年の丈量によれば、東大作新田と界し、西日秀新田、南手賀沼、北本石と界し、幅員東西三百九十間、南北百間、周廻八百間、面積三萬九千坪を有せりと云ふ。享保より約六十餘年を経、寛政十二年九月(百十八年前)沖田新村より其の筋へ差出せし人別帳によれば。

- 一家數百十五軒人別三百五十人
- 沖田 新村
- 内家數四十軒人別百五十人
- 沖田 新田持添
- 内家數三十二軒人別八十八人
- 印旛郡新木村下

右は人別御尋に付き奉申上候私共兩村の義は本地新木村持添百姓にて御座候に付本村の人別并に兩新田持添百姓人別書分け差上申處相違無御座候

兩村名主印

編者云ふ地方落種集に、持添とは本村より開發新田場にして、後々に至り其の新田へ村名を附け新田百姓出來せし處に、本村の百姓所持の田畑を、都て持添と申候、噫へは御料には百姓あれ共私領には知行高のみにて百姓無之處、御料の百姓にて支配するを持添と申候とあり、

當村は徳川時代に於ける中相馬七ヶ村の一にして、舊佐竹街道に屬すれ共素より繼立問屋場等の設けはあらざりしなり。米津越中守、中峠村を領するに當り、寶曆年中始て街道通過の諸侯、及び幕吏の繼立事務五日間を、中峠村より割讓せるものなりしと云ふ。

本村開拓創始の時代は詳かなられ共、嘗て芝原村の一部分なりし事は明かなり。其の後布佐城に稻置郡領等の置かるゝに際り、中相馬は一時布佐郷に併せられし者の如くなれば、本村に散在せる古墳廢塚の多くは、當時の事跡に關聯せる資料として、認めらるゝ而已ならず、地理的關係に依つても

亦推測する事を得べし。天慶の亂には、平將門の治下に歸し、將門亡ふるの後、一時千葉氏の有となりしか、大治五年伊勢神領となり、鎌倉時代には、風早莊に屬し、天文十年に至り、芝原城主河村出羽守の領域となり、中峠の郷新木村と云ふ。芝原城没落後は、小金領となり、後江戸幕府の公料地として代官の支配に屬し、元祿五年十二月中村甚左工門、蔭田八左工門の兩知行所となれり。然して中村甚左工門は新木村より其の所領六十四石餘を分割して日秀村を組織せる事は、日秀村誌に詳述せるか如し。其の後年代不明なるも本村は依田源次郎の知行に移り、以て王政維新に及へり。

沖田村は新木より分村せる者と傳へらるゝも、其の年代事跡詳かならず。古より沖田新木、沖田芝原とは最とも廣く世間に襲用せられし熟語にして、沖田と云ふ名稱は從來より存在せるものゝ如し。寛文十一年(二百五十餘年前)及び延寶五年(二百四十餘年前)長福寺境内に「小金領沖田村と刻せる碑石あり。又沖田村産土沖田神社は、創立年代詳かならざれ共、其の境内の老杉約五百餘年を算すと傳へられ、元暦三年の創建に係る嚴島神社境内の老松に比すれば、古色更に

蒼然たるものありしと云ふ、元祿十五年四月、手賀布瀬片山の三村に對する手賀沼漁獵權問題の御裁許書には、沖田村荒木村芝原村とあり。又百三十七年前寛政七年五月徳川十一代將軍家齊小金野中の牧に於ける御鹿狩御觸書には、沖田村始め大柏村までとあり。其の後二十餘年を経、文化九申年に至り本村を上新木とし、沖田を下新木と名附けて、沖田の名稱を廢し、一村の形式に復せしと云ふ。去れと從來の因襲により、私用には依然として、沖田村と稱し來りしか、明治十七年、十四ヶ村聯合戸長役場組織の村名には、沖田村及び、沖田新田なる名稱は全く削除せられたり。

明治廿二年、湖北村組織の大字には、單に新木區とのみ公稱しあれ共、其の區政には矢張文化度の區分を踏襲して、今尙ほ上新木下新木と爲し居れり、按するに新木の名稱は、其の由來する處を知る能はされ共、舊記には凡て荒木と書けり、蓋五音相通より、後年新木の文字を使用するに至りしものならん。柴崎城主荒木三河守か。嘗て本村五郎地に居城せる事ありしより、村名を荒木と呼びしならんと唱ふるものあれ共、五郎地か果して古城址なるや否

に就て、之れを舊記に徴し、或は口碑傳説に索むるも、更に事實の憑るべきものなし。又之れを地勢上より考ふるも、芝原城と布佐城との中間五郎地に城砦を構築するの餘裕なきは、少しく中相馬の地理を知るもの、均しく首肯する處なり。惟ふに本村名か、偶三河守の姓荒木と符合せるを以て、斯くは符合せるものならん。

第十章 郷土誌補遺小學校沿革史

第一節 概 説

本編は前校長柏吉太郎氏、明治三十三年一月、本郡市川町高等小學校長に轉任を命せらるゝに際り、氏か多年艱難の間に介在して、本村教育施設の爲め、其の苦節を守りし實狀と、其の平素懷抱せし意見とを筆記し、之を同志の士に頒ち以て眷々の情緒を寄與せるものなり、題して湖北小

學校沿革史と云ふ、固より本編を以て悉く本村教育上に於ける、沿革を網羅するを得すと雖も、其の要領を得たるは蓋疑ひを容れざる所なり。

本編は惟り本村教育事業の沿革史として、價值あるのみならず、亦湖北思想革新史として、有力なる参考書たるを失はず。

顧みれば明治二十二年、都部岡發戸兩村の脱退により、所謂中相馬七ヶ村の中樞を失ひ、随つて各部落何れも獨立の狀を呈し、古來其の間に醸成せられし、複雑なる歴史的關係と相俟つて、各部落意志の疏通を缺ける傾向あり、偶教育問題を動機として、一大衝突を惹起せるも、其の起因如上の裡に存し、之を單純なる新舊思想の衝突と稱するは

皮想の見解たるを免れず、幸に此一大紛争も無事に落着し更に強固に團結せる村落を現出せるは、湖北村誌上輕々に看過すへからざる所なるべし。

易云く霜を踏て堅氷至ると、今編者を中心とせる教育問題を、仔細に觀察し來れば、其の一舉一動、悉く教育思想の上に革新を與へざるものなしと言ふも、決して過言に非ざるを知らん、是其の全文を本村誌に収録して郷土誌の補遺となす所以なり、爰を以て余は編者の意見を尊重し、敢て妄りに増補改訂を加へず、唯止むを得ざる部分のみ、編者の同意を得て、僅かに潤刪を施せるのみ。

惟ふに斯の如き事情の渦中に在りし編者の進退は、混沌たる村治教育に、其の向ふ所を知らしめしは、事實の証明

する處なれば、余は本編を以て本村の創業時代となし、編者去後廿又餘年の間を、守成時代と名け、前後二期に劃するを至當と思へり、而して二十三年以來の吾小學教育は、全然保守的趨勢に傾き、施設經營に就て、特に記述すべき事跡なし、啻に之れなき而已ならず、或場合に於ては、寧ろ退歩逡巡の恨みなきに非らず、之れ即ち守成時代の通患なりとす、豈に警省せざるべけんや、故に本編は吾教育史上に於ける、唯一の資料として、將來の參考に供せんと欲し、其の梗概を叙して巻首に記する事如此。

大正七年十二月

菅井村誌編纂委員

第二節 緒言

校に校体あるは猶國に國体あるか如し、國体あり國風之れに隨ふ校体あり、校風隨つて起る、教育によりて國風の善を成し、訓練によりて校風の美を濟す、所謂教育の淵源は國体の精華に存し、訓練の源泉は校体の善美に在る所以なり、曰く國風、曰く校風、均しく漸を以て進む、職に國民教育に従ふもの、深く慮る所なくして止むべきやは、聊感を叙して本史の序とす。

明治三十三年三月

柏吉太郎識之

湖北尋常高等小學校前校醫
從七位勳六等 藤井 正氏



柏前校長ハ本校ノ創建者ニシテ
藤井氏ハ本校最初ノ校醫現在ノ
校醫ハ菅井敬之助氏ナリ



湖北尋常高等小學校前校長
正八位勳八等 柏吉太郎氏

湖北尋常高等小學校長
茂呂正修氏



向ツテ右ヨリ
收入役林多助氏 田口書記 番場村長
田口書記 岩井書記 助役鈴木仲藏氏



湖北村役場



湖北尋常高等小學校

第四節 目次

第一章	教育勅語
第二章	學校組織及維持
第三章	設備の沿革
第四章	職員及吏員の更迭
第五章	生徒増減及成績
第六章	同窓會
第七章	教育篤志者
第八章	修學旅行及運動會
第九章	職員の波動
第十章	教材の沿革
第十一章	當局者の臨校
第十二章	附録

第一章 教育勅語

明治二十三年十月三十日 今上天皇陛下には、偶教育に關する 勅語を下し賜はりたり。是れより時々 勅語捧讀式を舉行し、生徒及び保護者をして之を聴かしむ明治二十四年 勅語の謄本を拜戴し、同二十六年十二月 御眞影の複寫を賜はる、捧讀式の舉行は、明治二十三年十一月三日を嚆矢とす、當時の狀況は縣知事に報告せり、爾來節を追ふて之を舉行す。

第二章 學校組織及維持

明治五年學制頒布以前、中峠村に英泰輔飯田伊右工門あり、新木村に田口兵右工門、沖田村に田口五右工門あり、各家塾を開きて生徒を教育せり、明治六年本郡流山町に教育講習會を開き、試験及第者に講習を授く、本村にては英泰輔、飯田伊右工門及第し、我孫子町にては杉山英、柴崎にては大井惣右工門講習を授く、同六年我孫子町延壽院を假校舍となし、右四人出校聯合教授をなせり、明治七年中峠小學校を設立し、龍泉寺を假用校舍に充つ、中峠中里の二ヶ村學區たり、英泰輔は岡發戸小學校に赴任し、中峠小學校は飯

田伊右工門教師となり、一人一ヶ月金一錢米一升を徴收す、別に教育費なし明治八年授業料と改む、同九年學資金を醸し、此の利息を學校費に充つ。田口量山田口五右工門は試験に應せず、各自家塾に生徒を教育しつゝありしか明治八年兩家の生徒を地藏院に合併して教授す、右二人教師たる事故の如し兩教師引退後川田磯吉、星野治郎作等各教鞭を執る、而して新木日秀古戸の三村其の學區たり。明治九年更に沖田村長福寺を、假校舍となし生徒を収容す、鈴木清作齋藤歌之助川田磯吉今井治郎吉等相尋て教師となる、是れ他年新木村に東西兩校の稱ある所以なり。此の年教育講習會あり、教授式を研究せり、等級に上下あり級に八あり、下等八級より、上等一級に至り、之か卒業の期とす、明治十二年級を十二級とせり、明治十七年初中高等の三級とし各六級あり、本校は中等科まで教授す、明治廿年尋常高等の二種とし、尋常科を設置せり、當時の授業料は財産的にして、十五錢十錢五錢の三等なり。明治廿年學資金千圓を積立て、同時に五等の授業料となす、學年により之を徴し、六錢七錢八錢九錢十錢とし、十錢は温習科の分なり、此の時に於ける

授業料は月次と稱し、其の性質をして町村税たらしめしは明治二十三年なり。惟ふに既往十數年は、其の組織の不完全にして、設備の放任なる、町村の責と雖も、抑も亦上司の怠慢と云はさるへからず、故に明治廿三年を階段とし、以前を第一期、以後明治卅三年までを、第二期の教育と假定し、之れより第二期に就て記せむとす。明治廿二年三月町村制の實施に伴ひ、中峠校を改め湖北尋常小學校とし、學資金千八百圓を積立つ、一年の息百八十圓、授業料平均七八圓、一個年の經費は二百餘圓に過ぎず、個々の校名を廢し、一村一校の基を建てしは此年なり、去れど舊習未だ脱せず、下新木に分教場あり、陰然二校の觀をなせり、本校は龍泉寺を假用す。明治廿三年始めて職員の任命あり、従前積立金の利息、及び授業料の外に、若干の町村税を課し、殆んど四百圓の經常費となる、柏吉太郎は此の時就任せり。明治二十四年組織に於て變はる事なし、四年修業の尋常科なり、補習科を置く前年の如し、維持に於て大に改むる處あり、即ち從來の積立金は其の資産に應したるを以て、資産の盛衰により、其の息を未納するもの多し、依之積立金を全廢し、

全く町村税に移せり、此の時町村税俄に増加し、地祖七分の一を超過せしを以て、内務大藏兩大臣の認可を経て之を賦課せり、一年の教育費四百廿圓内百八十圓は授業料なり。明治二十五年一月校舎を新築せんと欲し、區總會を開く、一村一校の施設には賛成なれ共、新築に對する輿論の大勢は尙早論にして、遂に延期に決す。此年四月新校令の實施に際たり、一校設置の指定あり、七月知事より認可を受く、偶二校論あり、各主張して譲らず。維持は前年と變はる事なく、總額四百八十圓収支相償ふて餘りあり。明治二十六年四月同志を集め、大に献金を募り、校舎の新築に着手す、此月校具を照明院と法性院に移し、五月地藏院に移す、地藏院に移せしは郡長の許可に依る。校具の引繼に就き、偶意見の衝突を起し、遂に上司の派遣あり。八月工事竣成す、九月開校假校舎を廢す。武藤郡長臨で成を落す、然るに分教場は依然として十數人の生徒を教授せり。一年の經費四百八十圓、衝突の餘波、村税の未納者續出し、維持困難に陥る。中峠龍泉寺にも分教場あり、一村一校の實爲めに喪失し、教育上の遺憾之れに過ぎず、前年五月設置伺の要領左の如し

一	校名	湖北尋常小學校
二	學科	修身、讀書、作文、算術、習字、体操
三	隨意科	畫、地理、歴史
四	修業年限	四個年
五	位 置	湖北村中里
六	生徒豫定數	百二十人内男八十人女四十人
七	學級の編制	二學級
八	校 舎	本校三十六坪
九	費 費	四百圓

明治二十六年の革新は實に學校經濟を圖り、簡易の施設をなし、國民教育の普及を期するに在り、明治二十七年五月分教場閉鎖の延期許可せらる、一年の經常費四百八十六圓なり。明治二十八年本村の經濟大に整理せられ、四百五十圓の予算も常に餘裕を存し、前年に比し見るべきの績あり、尋常一學年を一學級に、二三四學年を二學級に編入す、明治廿九年増築八坪、同年三學級に變更せり、此年六月兩分教場を廢し、始めて統一の組織となる、經常費

四百七十圓なり。明治卅年四月四學年に變更し、即各學年學級となる、經常費六百七十圓、内俸給五百七十六圓、勅令二號の結果なり、授業料一人一月十錢となる、維持易きを覺ゆ。明治三十一年三月高等科併置、并に増築の件知事の許可を受く、一年の經費金千百圓内授業料は三百三十圓、餘は町村税として地租戸數營業等に賦課す、之を前年に比すれば二倍弱、前々年に比すれば殆んど三倍の巨額に達せり、維持上の杞憂有志に起る、雖然事實は豫想に反し、授業料は豫算に超過し、村税克く納まり、本村の面目爰に改まりしは、深く世の進運に伴ひしものならん、尋常科四學級、高等科單級各四年修業の編制にして、同年高等科卒業生を出たし、は、機運の充熟を証するに餘りあり。明治三十二年は既に創業の時代を経過し、全く守成時代に屬せり、故に施設に於て何等の刷新ある事なし、唯高等を二學級に變更せしのみ、一年の經常費千圓、内授業料は三百九十圓なり、今明治廿三年以來一人一ヶ月の授業料を列記せん、明治廿三年は七、九、十一、十三錢の四階、廿四年廿五年は前年に全し、廿六年は十錢、二十七年二十八年二十九年之に全し、三十

年卅一年は共に十三錢、而して高等科は二十五錢なり、明治卅二年は尋常高等何れも前年に同じ、是第二期教育の施設なり、要之創立當初の組織は甚た不明なるのみならず、其の維持の方法すら史料に徴すべきものなし、明治二十三年以來始めて之を傳ふるを得たり、第一期は寺小屋の變体と云ふべく、第二期に至り所謂校体具はり、校風之に伴ふと云ふべし、明治二十四年の積立金全廢と、明治二十六年の校舍新築、及び卅一年の高等併置は之を記憶するの價值を有す、加之三十一年の増築は是又空前の美舉にして、今日より之を見れば固より不完全なりと雖も、而も其の精神の存する所、誠に確乎不拔の舉措、慥に施設の基礎となれり、編者曰く二十三年より三十二年に至る十年間の本村は、教育事業の爲めに汲々として概ね餘裕あらざりき、去ればこそ二人相會すれば必ず學校談を始む、曰く新築……、曰く高等併置、曰く増築……

第三章 設備の沿革

明治二十三年前の設備は漠然として殆んど解すべからず、柏校長始めて本校に臨み一見驚嘆せり、勿論龍泉寺と云ふ假用校舍なるも、窓破れ床落ち、

至る處塵埃に埋もれ、室内朦朧として採光通氣の便宜なし、學生の顔容可憐の校舍に馴致し、異様な方言の下、僅に學校生徒を爲せり、編者は就任匆匆田口村長に要求する所あり、三十圓にて机を新調し、兼て舎内の修繕に充つ、又學務委員に請ふ所あり、百五十人の人夫を徵發し、竹林を鏝らして運動場とす、洒掃具を調へ、日々清潔法を勵行し、學籍簿を新調し、靜かに就學の歩合を見る、乃ち大に決心し他日の成功を期し、教育の實務に當らんとせり、蹶躓一臺呼鈴一個中野學務委員の寄附する所となる、參考書として絶てなく、教科書の如きも、多くは汚損用に勝へず、翌二十四年五部の參考書を購ひしも猶空手を張りて教授するか如し、形式の具はらざるに似ず、忽ち校風をなし、上司より贊辭を得しは誠に僥倖と云ふべし。明治二十五年内部の整理成る、去れど久しく放任なるべからず、則ち區總會を本校に開き、校舍建築の輿論を喚起せり、時機未だ熟せず延期に決す。(の圖云、區總會とは大に區内、當時少しく面倒なる事件は、總會の議に附せり即徳川時代の餘習なり)廿六年一月建築の利害を極めんと、郡吏の派遣を乞ふ事二回、遂に委員を選定せり、議長根本半左工門委員中野治四郎阿會

新兵衛豊島清治高田淺右工門星野安太郎花島見藏總て七名なり、委員調査の結果僅一名の差を以て遂に校舎を新築する事に決す、即明治廿六年三月献金を募る、全月下旬納附するもの三分の一に至る、中峠區は前決議に服せず、假用校舎の修繕に着手せり、於爰乎校具一切を照明院と法性院に移す、柏校長は照明院に、英訓導は法性院に出勤す、全年五月四日郡長命あり、上新木地戴院を以て假用校舎とす、即校具を引取らん爲め村長代理飯塚書記の出張あり、増田區長中野學務委員柏校長之に隨伴す、偶花島學務委員中峠を代表して照明院に會し、校具移轉の不可を極論し、同地の保護者概ね之に和す、形勢甚た不穩なり、香取我孫子分署長逡巡と共に臨校して調和に努む、遂に机十九脚圖書若干を移す、翌五日松崎郡書記出張、中峠區の有志を役場に召集し縷々懇談する處あり、全月十二日右有志は印旛郡長に對し、大に請願の道を達せんとす、此間指定位置を變更して輿論の緩和を謀るものあり、又星野安太郎は菅井敬之助松本庫治等の勸誘に應じ、中峠區一里塚の附近に於て、數百坪の學校敷地を献納せん事を提議せるも、和議遂に成らず、紛擾底止す

る處を知らず、郡長も亦殆んと其の處置に窮し、三年間新築を延期せん事を内示するに至れり。然れ共新築論者は斷然郡長の調和説を拒斥し、明治廿六年五月五日地を中央中里に卜し、校舎の建築に着手し、六月上棟式を舉行す其の竣工せしは八月なりき、金を寄捨するもの、賦役に勇はもの、續々廣集し、日を経る九十、金を要する六百、空前の事業一朝にして成る。校舎の新築既に成り、内部の整頓甚た空し、加之成功の餘波として、従前の假用校舎龍泉寺長福寺には各雇あり、自由の教育をなせり、統一の教育は爲に阻害せらる、事体如斯自今期する處は一村の和合にあり、前村長田口和平氏中立の位置にあり、調停甚た努む成らず、越て明治二十七年一月田口和平田中明啓(法岩院住職)再び調和の勞を取り、幹旋周到遂に功を奏し、曰く當分の内分教場に三年生まで教授する事、曰く中峠新木兩區より新築寄附金を出す事等の條件を締結せり、然るに廿九年分教場閉鎖するに際り、一部中峠區民には、柏校長を退けざれば斷して生徒を復校せしめすと主張し、岡發戸小學校に走りしもの數十名あり、同校も亦本村の事情を諒とし、便宜之を收容せり、後菅井敬

之助氏の斡旋により、根本又市根本喜之の兩氏を起して調停に任せしめ、全部生徒の復校を見るに至れり。

明治二十四年一月十日教育に關する、勅語の謄本を賜はる、全廿六年十二月六日御眞影の複寫を拜戴し、全村擧つて之奉迎す。明治二十八年生徒の増加に伴ひ、書籍机等を購入す蹊躑三台鉄棒一台を据附く。明治廿九年八坪の増築をなす、全年四月竣工、此費百廿圓、瓦葺とす此費百卅圓なり。明治二十九年六月多年紛擾の結果たる兩分教場を閉鎖す。此年戰勝紀念として戰利品の砲丸一個下賜せられ、全年十一月柏校長は増田訓導と共に河砂數坪を校庭に撒布す、師弟協力眞に一家の如し、一面の白砂美にして床し、十一月三日勅語捧讀式を此の校庭に舉行す。明治三十年八月高等科併置を請願す、當時尋常科四學級にして生徒二百人皆一堂に會す、一堂僅か四十四坪、單級の設計に成りし校舍は、其の四倍の生徒を收容す、校運愈盛なるも狹隘愈甚たし、於爰乎併置の件許されず、柏校長は當事者と共に、郡衙に本縣に、數回出張を重ね、卅一年三月増築、及び併置の指令を得たり、此の間最も盡力せられ

しは菅井敬之助氏なり、氏は責任ある職あるに非ず、而も克く柏校長を輔佐指導し、其の目的を達せしめたる功績は。此の史上より抹殺すべからざるなり。増築校舍は中野治四郎の寄附にして明治卅一年八月起工し、全年十一月竣成す、開校式を擧げしは同月廿三日なり、中山郡長代理として鈴木郡視學臨場し、祝詞を賜はる、建築費約千圓内九十三圓は郡費の補助なり。此年理科器械七十圓を購求す。鈴木郡視學より体格検査表を借用し、体格検査表を製す、七月杉山縣視學臨校。明治卅二年尋常校舍の修繕をなし、地圖參考書及び遊戯器械を購入す、本校は内容の充實に於て東部の優良と稱して可なり、校舍二棟教室七十二坪、理科器械七十圓、參考書百圓、校具二百圓、以て一般を知るべし、時に明治卅二年一月なり。

第四章 職員の進退及吏員の更迭

明治廿二年前戸長の給料は之を知らず、只官選戸長を遇するに月俸八圓なりと聞く、自治体施行の當初より、村長助役の報酬は四圓前後に過ず、六圓平均は明治卅一年度よりなれり、教員俸給も二十三年前は詳かならず、思ふに

多きは七八圓少きは二三圓なりしならん、概言すれば十圓以下の待遇とを覺ゆ(史員及び教員の氏名異す)明治二十三年柏校長の着任するや月俸十二圓、相當の教員を聘用し、相當の俸給を支出せんとせしは蓋此の年ならむ、柏校長は滿五ヶ年勤務の後、町村年加俸を受く、又小學校教員年功俸國庫補助法により、明治廿八年十月より本俸百分の十五を加給せらる、明治三十年勅令二號の結果四級下俸となり、明治三十一年五月高等併置の校長を拜命し四級上俸を受く但義務支出の認可を知事より受けしによる、英泰輔は五圓より末年訓導となり月俸八圓を受く、増田喜内五圓より七圓となり復八圓となる、明治三十一年七月辭職せんとせし故柏校長は其の増俸を具申し、爲めに十圓となる、吉野訓導は師範學校を卒業し、直に赴任し五級下俸を受く、大須賀訓導は七級下俸なり、増田喜内は三十二年三月より年功加俸を受く。

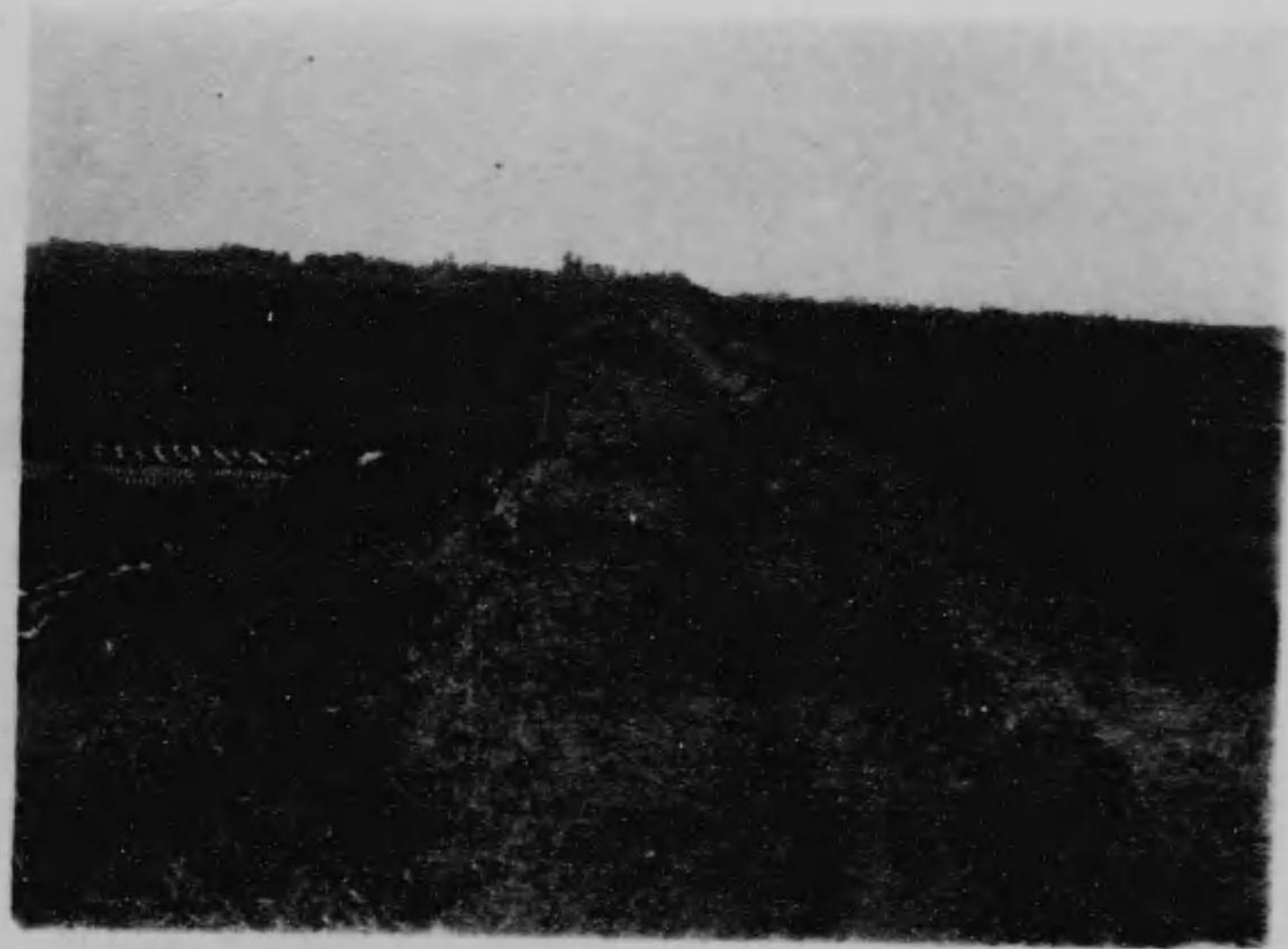
第五章 生徒増減及成績

創立以來明治二十年までは生徒の數詳ならず、多くは今日の單級の如くなりしが、明治二十一年は在級生徒五十一人、内女九人卒業生は女一人に過ぎず

二十二年は在級生徒六十九人、内女十六人、卒業生十一人、内女一人なり。
二十三年は在級生徒百六十四人、内女三十四人、卒業生十一人、内女二人。
二十四年は在級生徒百七十三人、内女四十九人、卒業生二十二二人、内女七人
二十五年は在級生徒百七十七人、内女五十一人、卒業生三十三人、内女八人
二十六年は在級生徒百六十八人、内女四十五人、卒業生三十七人。二十七年は在級生徒百三十四人、内女三十四人、卒業生十七人、内女四人。二十八年は在級生徒百六十九人内女五十九人、卒業生二十一人、内女五人。二十九年は在級生徒百八十八人、内女六十九人、卒業生十八人、内女三人。三十年は在級生徒二百二十人、内女八十五人、卒業生三十一人、内女十人。三十一年は在級生徒二百〇五人、内女七十八人、卒業生四十二人、内女十六人。三十二年は在級生徒百八十九人、内女七十三人、卒業生三十七人、内女十二人。以上は尋常科のみ、明治三十一年高等併置草創の際、高等生徒六十人、内女八人、卒業生三人なり。三十二年は高等科在籍生徒六十五人、内女八人、卒業生四人なり。以下高等科一覽表による明治三十三年の現況在の如し。



大 境 耕 地 ト 舊 堤

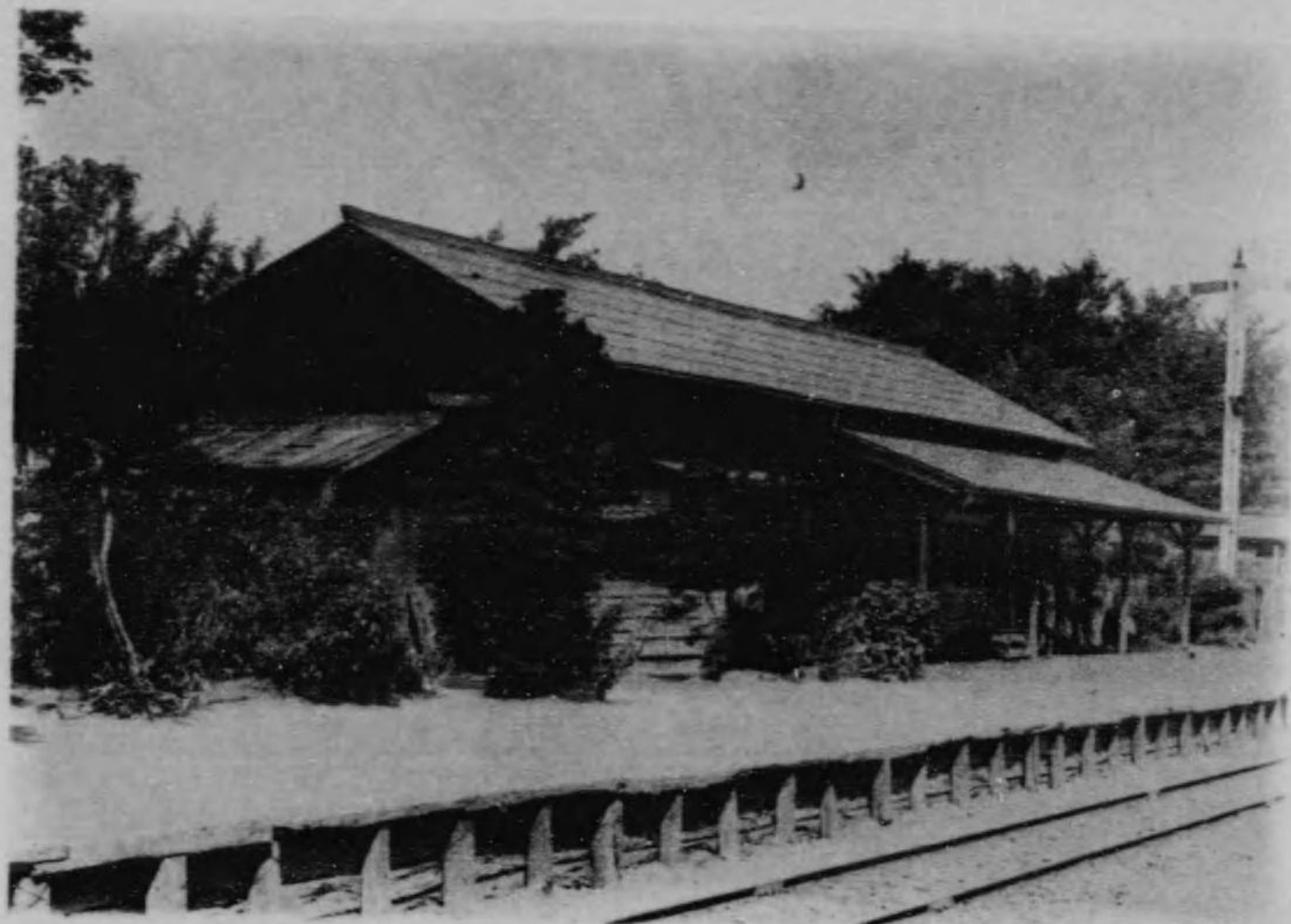


市 領 耕 地 ト 舊 堤

尋常科在籍百六十九人、内女七十一人男九十八人、高等科在籍百人、内女十九人男八十一人、乃ち尋常科は四學級に、高等科は二學級に編制し、以て教授をなせり、明治二十四年鈴木巡查非命の最期を遂げしにより、又岐阜愛知兩縣下の震災に對し、生徒の感情に訴へ、敢て勸むる事をせず、若干金を送り。明治二十七八年戰役に際しては、同じく生徒の感想に徴し、若干金を千葉教育會に托して献納せり。二十八年三陸海嘯に付き、同じく若干金を贈れり。明治二十九年より節儉の美德を養はんが爲め、生徒貯金を勸む、柏校長之か管理をなし、其の人員百に及び、一錢二錢の貯金積で、其の額八百餘圓に達す、三十三年柏校長の轉任と共に之を廢す。

第六章 同 窓 會

明治三十年十二月本校卒業生相謀り、湖北同窓會を組織す、其の目的に曰く本會は同窓の好みを全ふし、兼て風教を益せんとすと、同會は本校長を會長に推薦する事と規定せり、爾來總會を開く茲に數回、現在會員二百に垂んとす春秋二季に總會あり、現在の會長は柏吉太郎にして、副會長は藤根藤太郎な



(影撮月八年八正大) 場車停舊北湖



ム望ヲ沼賀手リヨ塙船渡堤間千區田沖
リナ跡ノ堤間千ハ條黒ルセ斷横ヲ中沼

り。明治三十一年五月本會の事業として、幻燈一具風琴一台を購求す、價額百五十圓、増田叶三郎藤根藤太郎最も奔走盡力せり、(本器の購入費は全部有志の寄附に依る)風琴は當時本校に於て之れを使用し、現今は柏會長總代となり、之れを湖北尋常高等小學校に献納せり。幻燈は會員中より説明者を出たし、會長監督の上各地に開き、其の九回を岡發戸小學校に、其の十回は鷺の谷に開く、各傍聽者多く、就中鷺の谷に開きし時の如き、非常の喝采を得頗る優待せらる。明治三十一年本校卒業生の入營、又は歸郷するもの、爲めに、送迎會を開く事を同會の常例とせり。

柴園云く此の風琴は本校最初の備品にして、則同窓會の遺愛なり、而して本會は柏校長去りて、以來嘗て開會せし事なく、事實上湮滅に歸せるは惜むべし。

第七章 教育篤志者

多年學務委員となり又村長となり、直接に間接に本村教育に功勞あるものを中野治四郎氏とす、氏は本校の施設に於て設備に於て優に率先者となり、

多額の淨金を寄附す、余か所謂教育篤志者となす所以なり。

理事者を助け直接本校の施設に力あるもの之を飯塚彌一郎氏とす、去れは明治三十年功半ばにして病歿す、遺族の之を惜むのみならず、本村の齋しく哀悼する以所なり。

當路に献替し、間接本校教育の改善を圖る、之を菅井敬之助氏とす、氏は外に在り克く有志の間に斡旋し、縦横企畫、深く慮りを將來に致し、遂に今日の教育を見るを得たり、後に傳ふるの績なかるべきかは。

熱心誠意終始渝らず、以て本校の施設をなす、之を増田元吉氏とす、氏にして放任ならんか、高等の併置或は機を失せん、現今文部省は六年修業を主張す、本校の併置先見の明なしとせんや、篤志の一人として本史に掲ぐる所以なり。

第八章 修學旅行及運動會

明治二十三年より二十五年に至る、春秋二期に必ず運動會を開く、或は刀江の邊、或は鷺湖の岸。近きは布佐遠きは布施、紅葉に花に俱に心身の勞を慰

む、而して共同運動は主として剛毅に、個人遊戯は主として敏捷の徳を養ふ會に於ける生徒の給與品、例へば行厨の如きは、區毎に交番負擔の常習なりき明治二十六年の紛擾より、交番負擔の常習全く廢れたり、去れは運動會は一年一回之を開き、當時は各自辨當を用意せしめ、給與品は教育費の内より支出せり。明治三十一年より春秋二回に開く、是れ民心収まり舊時の状態に復し、故なり、明治卅二年秋季運動會の如きは、二十餘圓の寄附金を得、此の内十五圓は遊戯器械を購入し、盛に競技を演したり。明治三十二年修學旅行を京地に試む、生徒三十五人之れか保護としては、中野村長(治四郎氏)阿曾助役(勇太郎氏)増田小池兩村會議員、大野木田口兩學務委員、宮久保紋三郎等の諸氏同行す此行二泊三日金を要する一百圓、大に教材を得、師弟の情を濃かにせり、金は中野村長其の他の寄附になる、生徒より徴收せしは一人一圓なりき、校内大寫眞は其の時回向院にて撮影せしものなり。

第九章 本校職員の波動

明治卅年四月南相馬郡の東葛飾郡と合併するや、東葛飾郡東部教育會の設